

笠間市告示第204号

平成24年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年2月22日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成24年2月29日(水)

2 場 所 笠間市議会議場

平成24年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月29日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
3月1日	木	休 会	議案調査 〔一般質問通告締切（午前中）〕
3月2日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 〔議会運営委員会開催〕
3月3日	土	休 会	
3月4日	日	休 会	
3月5日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月6日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月7日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月8日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月9日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	休 会	議事整理
3月13日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月15日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月16日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 会期の延長 〔全員協議会開催〕
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案上程・提案理由の説明（追加議案） 質疑・討論・採決（追加議案） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成24年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成24年2月29日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	埴栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

議会事務局長	前嶋晃司
議会事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第1号

平成24年2月29日(水曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 7 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(笠間市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 8 議案第 1 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第20 議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例について
- 日程第21 議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例について
- 日程第22 議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について
- 日程第23 議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- 日程第24 議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第25 議案第19号 健康都市かさま宣言について

- 日程第26 議案第20号 大古山地区土地改良事業の施行について
- 日程第27 議案第21号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
 議案第22号 平成23年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第23号 平成23年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議案第24号 平成23年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第25号 平成23年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第26号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）
 議案第27号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）
 議案第28号 平成23年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第29号 平成23年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
 議案第30号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第6号）
 議案第31号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算
 議案第33号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第34号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第35号 平成24年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第36号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第37号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 議案第38号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第39号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 議案第40号 平成24年度笠間市立病院事業会計予算
 議案第41号 平成24年度笠間市水道事業会計予算
 議案第42号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
 （笠間市税条例の一部を改正する条例）

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 8 議案第 1 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第20 議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例について
- 日程第21 議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例について
- 日程第22 議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について
- 日程第23 議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- 日程第24 議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第25 議案第19号 健康都市かさま宣言について
- 日程第26 議案第20号 大古山地区土地改良事業の施行について
- 日程第27 議案第21号 平成23年度笠間市一般会計補正予算 (第 8 号)
議案第22号 平成23年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

- 議案第23号 平成23年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 平成23年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第25号 平成23年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第26号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)
- 議案第27号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)
- 議案第28号 平成23年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第29号 平成23年度笠間市立病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第30号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算(第6号)
- 議案第31号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算
- 議案第33号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 平成24年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第37号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第39号 平成24年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第40号 平成24年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第41号 平成24年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第42号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前9時59分開会

開会の宣告

議長(柴沼 広君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番萩原瑞子君、16番中澤 猛君を指名いたします。

会期の決定について

議長（柴沼 広君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月21日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長藤枝 浩君。

〔議会運営委員長 藤枝 浩君登壇〕

議会運営委員長（藤枝 浩君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月21日、平成24年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、2月29日から3月16日までの17日間といたしました。

初日の2月29日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

3月2日は、議案質疑を行い、各常任委員会への付託及び予算特別委員会の設置、付託を行います。

5日と6日に常任委員会を開催し、7日、8日、9日の3日間に予算特別委員会を開催いたします。

13日、14日、15日を一般質問とし、最終日の16日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告をいたします。

議長（柴沼 広君） お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月16日までの17日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3

月16日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、議会運営委員会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（柴沼 広君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますから、ご了承ください。

次に、12月定例会において議決された、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書については、去る12月15日をもって衆参両院議長、内閣総理大臣、並びに各関係大臣あてに送付いたしましたので、ご報告いたします。

請願陳情について

議長（柴沼 広君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。

これら請願陳情につきまして、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

施政方針について

議長（柴沼 広君） 日程第5、施政方針について市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成24年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計の予算、並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて所信を申し上げ、市民の皆様、並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生しました東日本大震災から、はや1年を経過しようとしております。改めまして、この災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、被災されました方々に対しては、

心よりお見舞いを申し上げます。

国内の観測史上最大となるマグニチュード9.0の地震と津波、そして原子力事故という複合的な災害に見舞われました昨年の我が国は、まさに復旧・復興に明け暮れた1年でありました。

政府は、4次にわたる補正予算の編成、また平成24年度予算案にも復興予算を盛り込み、財源の手当てを行うとともに、日本再建の指令塔となる復興庁を発足させ、被災地の復興支援をワンストップで行う体制を整えたところであります。

また、ライフラインを初めとするインフラ等に対する直接的な被害と、原子力事故による風評により大きな被害を受けた茨城県も、早期の復旧を目指し事業を進めるとともに、放射線検査を徹底し、茨城県産農産物と観光地の安全性のPRを重ね、風評被害の払拭を図っているところであります。

笠間市の復旧状況であります。道路、公園及び都市施設等の公共土木施設につきましては、下水道工事との兼ね合いで行います道路工事を除きましては、ほぼ年度内に復旧が完了する見込みです。また、下水道の工事につきましても、3月までには工事の発注が完了する見込みであります。

また、学校施設につきましては、ほぼ復旧が完了し、唯一使用ができませんでした笠間幼稚園につきましても、今月20日から保育を開始したところであります。

なお、笠間市民体育館、友部公民館体育室、稲田公民館につきましては、国の災害査定が終了し、補助の内定がありましたので、稲田公民館につきましては建てかえをし、市民体育館、友部公民館体育室につきましては、施設の長寿命化を図るため、復旧・耐震補強工事に加え、老朽化に伴う改修工事をあわせて行い、来年度中の使用再開を目指してまいります。

また、笠間・水戸環境組合の「ゆかいふれあいセンター」につきましても、災害査定が終了し、財源のめどが立ちましたので、復旧工事に着手し、来年度中の再開を目指してまいります。

なお、今後の施設運営につきましては、効果的、効率的な管理運営を通じ、市民サービスの向上と経費の縮減を図る方策を多方面から検討してまいりたいと考えております。

放射線対策につきましては、市内43カ所の放射線量の測定、放射線マップの作成、水道水、食品の放射性物質の検査、原子力アドバイザーの配置などを行い、対処してまいりましたが、今後も継続して放射線を測定し、市民に正しい情報を提供してまいりたいと考えております。

さて、現在の日本経済は、円高、デフレによる景気の低迷から抜け切れない状況が続いております。最新の経済指標によれば、個人消費の底がたい動き、生産や雇用の持ち直し、国の補正予算の効果などにより一部明るい兆しはあるものの、欧州政府債務危機、電力供給の制約、原子力災害の影響など、景気を下押しするリスクも存在しております。

このような中、政府は、大震災からの復興に全力を尽くすとともに、デフレ脱却に断固として取り組むため、日本銀行と一体となって安定的な物価上昇を実現する態度を明確にし、これを受けて日本銀行は、ゼロ金利政策等により、当面の消費者物価の上昇率1%を目指す金融緩和策を決定したところであります。

また、少子高齢化、人口減少社会における持続可能な社会保障制度のあり方、国の債務が1,000兆円にも上る我が国の財政の健全化を踏まえた新たな国民負担のあり方を議論するため、「社会保障と税の一体改革」を閣議決定したところであります。

先般、厚生労働省により、50年後の我が国の人口推計が発表されました。それによりますと、50年後には日本の総人口は3割減少し8,674万人となり、高齢者が人口の4割を占めるという、日本が世界で最も突出したスピードで少子高齢化が進行しているということを改めて裏づけるデータでありました。

また、本年1月1日現在の茨城県の推計人口によりますと、昨年1年間の茨城県の人口減少数は1万4,444人で、295万4,126人、県内で人口が増加したのは7団体のみであり、笠間市の減少数は669人で、7万8,704人と7万9,000人を割り込んでおる状況であります。

少子高齢化、人口の減少は日本全体の流れとなっており、労働力の減少、消費の落ち込みによる経済活力の衰退、持続可能な社会保障制度の崩壊など、さまざまな問題を引き起こすことが懸念され、これに対する対策が急務となっており、政府も社会保障と税の一体改革の中で議論を行っているところであります。

このような状況の中、平成24年度は、本年度に引き続きましての農業支援対策に加え、新たに定住化対策と健康づくり対策を重点施策として位置づけし、事業を展開してまいります。

定住化対策につきましては、広域交通の要衝という地の利や本市が有する豊富な地域資源を生かし、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま」を目指し、本年度まで行ってまいりました子育て支援、少子化対策などの施策に、市街地の活性化、産業支援、雇用対策、住環境の整備などの新たな事業を加え、定住化を図る施策を総合的に取り組んでまいります。

農業支援対策につきましては、農業は地域の地場産業という考え方のもと、農業経営の安定化、担い手の育成、グリーンツーリズムを推進し、引き続き農業の振興に取り組んでまいります。

健康づくり対策につきましては、世界保健機関WHOが提唱する「健康都市」を目指し、人の健康づくりと健康的な生活を支える都市環境づくりを進めるための「健康都市づくり運動」を展開するとともに、本年度に策定した「笠間市健康づくり計画」をもとに、市民が生涯にわたり健康で元気に暮らせる地域社会を実現するための取り組みを行ってまいります。

次に、予算編成方針についてご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、個人市民税は、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減などの税制改正等により、平成23年度と比べ増収となる見込みであります。固定資産税は、3年に一度の評価替えや東日本大震災の影響等により大幅な減収となる見込みであり、市税全体としては前年度と同規模程度を見積もったところであります。

また、市税とともに歳入の根幹をなす地方交付税は、国の地方財政対策により前年度同額程度を確保しているところであり、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債とともに、前年度と同規模を計上しているところであります。

歳出につきましては、義務的経費である社会保障関係経費が増大することが見込まれ、投資的経費充当財源を圧迫しつつある状況であります。

これらのことから、予算編成方針の基本的考え方として、市の将来あるべき姿を見据えた長期的視野に立ち、すべての事務事業の必要性、目的、効果等のさらなる検証により、効率的で実効性の高い行政運営を目指した予算とすることを掲げ、行財政改革を推進しつつ、全部署において可能な限り経費の見直しを図りながら、真に市民が求めている施策を推進してまいります。

各種施策の財源としては、事務事業経費の見直しによるもののほか、国や県などの補助制度を積極的に活用してまいります。

また、市債の借り入れにつきましては、市債の繰上償還に充てる市債、いわゆる借換債のほかは、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債と交付税算入率が高い合併特例債や防災減災事業債、さらには災害復旧関連の市債に限って借り入れるものであります。さらに、平成23年度までに積み立てることができました財政調整基金から繰り入れて財源確保を図るものであります。

平成24年度の一般会計予算は、総額275億円であります。特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計を初めとします7会計で、予算総額は173億8,300万円であります。また、企業会計予算につきましては、市立病院事業会計を初めとする3会計で、予算総額は29億6,488万7,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた笠間市の平成24年度の予算総額は478億4,788万7,000円で、前年度と比較すると9億6,694万6,000円の増となっております。

今後の財政運営につきましては、財政健全化法の趣旨を踏まえ、本市の財政状況を的確に分析しつつ、各種施策の緊急性、必要性を十分検討しながら、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、節度ある財政運営に努めてまいります。

次に、主要施策の概要について、総合計画の将来像を実現するため、六つの柱に従って述べさせていただきます。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」について説明を申し上げます。

まず、岩間駅周辺整備事業であります。岩間地区の新たな玄関口として、交通結節点

の機能強化や駅アクセスの利便性向上のため、駅舎及び自由通路、駅前広場等の整備を進め、ことし7月の供用開始に向けて取り組んでまいります。

また、効率的な土地利用や居住環境の向上のため、岩間駅東土地区画整理事業の面整備については平成24年度末の完了を目指してまいります。

また、岩間駅東大通り延伸部につきましては、岩間駅東口から国道355号バイパスまでの未供用区間680メートルを駅東口へのアクセスの向上、地域の発展のため、平成27年度の完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、新規事業であります景観研究事業ですが、美術系大学との連携により市の景観に係る調査研究を行い、市内における学生等の活動による地域の活性化及び、さらに市の魅力向上を図ってまいります。

次に、道路整備についてであります。国道355号笠間バイパスの整備につきましては、笠間地区の石井地内と来栖地内を優先整備区間として進めており、石井地内の本線部分の用地買収が済みしましたので、工事着手に向けて推進してまいります。

また、来栖地内につきましては、平成24年度中に市道来栖飯合線から市道来栖本戸線までの680メートル区間の供用化を目指してまいります。笠間バイパスについては、引き続き関係機関と連携をしながら、早期完成に向けて事業促進に努めてまいります。

主要地方道大洗友部線につきましては、懸案となっております橋爪地区の未改良区間約600メートルの整備に向け、本年度に引き続き調査設計を行う予定でございます。洄沼川の整備と一体的に事業化が図られるよう、関係機関並びに地域の皆さんと協議しながら取り組んでまいります。

その他の県道整備につきましても、茨城県と連携しながら、改良率の向上に努めてまいります。

市道の整備であります。幹線道路につきましては、現在行っている各路線の整備を継続して進捗させていくとともに、地域からの要望の多い生活道路、特に排水溝の整備につきましては、本年度重点的に予算を配分して、地域の課題解決に取り組んでまいります。

まず、合併支援道路である上町大沢線、来栖本戸線及び笠間小原線につきましては、国の交付金などを活用しながら早期完成に努めてまいります。

特に来栖本戸線につきましては、国道355号バイパスの一部供用開始に合わせまして、355号バイパスの供用箇所から市道（笠）3531号線交差部までを平成24年度内に開通させる予定であります。

また、友部地区旭町地内の市道（友）2級6号線は、都市計画道路宿大沢線と市道（友）1級9号線を結ぶ友部駅へのアクセス道路となりますので、平成24年度内の全線供用を図ってまいります。

都市計画道路につきましては、都市計画決定後未着手となっている路線について、現在の社会情勢を踏まえた市の将来像等との整合性を多角的に検証し、計画の見直しが必要で

あると思われる路線の存続、変更、廃止について再検討してまいります。

畜産試験場跡地につきましては、これまで20年以上にわたりさまざまな検討がされてきた中で、多額の費用を要する雨水排水処理施設の整備が常に課題となり、協議が進捗しない状況にありました。

そのような状況の中、「みどりの広場」としての暫定利用などをきっかけとしながら、本年度において茨城県と共同で畜産試験場跡地周辺基礎調査を実施したところであります。本調査に基づく協議において、雨水排水処理施設の整備及び跡地の利活用について茨城県に強く働きかけを行った結果、県の市町村合併支援事業である「新市町村づくり支援事業」として、県が事業主体となって雨水排水処理施設の整備を進めることになりました。これによって、本市にとって最大の効果と言える本格的な利活用が推進される見込みとなったところでございます。

今後は、県と市の共同による企業、学校などへの紹介を強めながら、利活用等の決定についても市が参画するなど、畜産試験場跡地の利活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、門前通り拠点整備事業ですが、東日本大震災の影響により、笠間稲荷門前通り周辺の観光客の食事や宿泊を担ってきた民間業者が廃業となり、観光の顔として利用されてきた宿泊施設等がこの周辺から姿を消すこととなりました。

地域の魅力の向上、観光人口の増加とにぎわいを創出するため、旧ホテル井筒屋から日動美術館にかけてのエリアに観光の拠点を整備するための基本構想の策定を行ってまいります。また、笠間稲荷門前通りにつきましても、地元と協議しながら、歩行者を優先した道路や景観等のまちづくり計画を策定してまいります。

次に、笠間焼や稲田みかげ石の地場産業支援であります。県や関係機関と連携し、公共事業への活用や特徴のあるイベントでのPRのほか、国の緊急雇用創出事業を活用し販路拡大を図ってまいります。

また、新たな笠間焼陶芸家の支援策として、若手陶芸家のチャレンジ支援を窯業指導所や笠間焼協同組合などと連携して行うとともに、笠間焼陶芸家として創業する方や窯業指導所の卒業生などの育成と定住化を図るための事業を行ってまいります。

次に、市内企業の支援につきましては、中小企業事業資金融資制度として保証料や利子補給の補助、また労働環境改善のための設備投資に対する企業活動促進支援事業補助を引き続き実施してまいります。

さらに、災害復興といたしまして、震災復興対策の保証料や利子の補助、国、県の制度であります「中小企業等グループ施設等災害復旧事業」を活用する中小企業の支援及び罹災を受けた笠間焼の窯の復旧に対する支援を行ってまいります。

また、雇用対策につきましては、国の緊急雇用創出事業の活用や新たに行う「職に役立

つ資格取得支援事業」により雇用促進を支援するとともに、一定の条件のもとに笠間市民を新たに雇用した中小企業に対する補助制度を新たに創設し、企業の雇用支援を図ってまいります。

企業誘致の推進であります。広域交通環境の優位性を生かし、茨城県とともに茨城中央工業団地笠間地区へのPR活動やフォローアップを行うとともに、既存企業の支援につきましては、ワンストップサービスによるさまざまな相談や事業地拡張計画などの支援強化を図ってまいります。

次に、商業の振興であります。商業振興及び商店街活性化事業といたしまして、本年度に引き続き県の補助事業を活用し、商工会や商店会などが実施する空き店舗対策やにぎわい創出などの事業支援を行ってまいります。

笠間のご当地グルメであります「笠間のいなり寿司」につきましては、イベントでの笠間のPR事業を関連団体と連携しながら実施していくとともに、昨年盛況に開催されました「B級ご当地グルメサミットinかさま」も引き続き開催してまいります。

また、商工振興の施策の中心となる商工会を支援し、市内商工業者の振興が効果的に実施できるよう連携した取り組みを行ってまいります。

なお、震災の復興と市民の購買意欲の高揚、さらには市内の商工業者の活性化を図る事業として、「がんばろう笠間商品券発行事業」を来年度も支援してまいります。

また、「ふるさとまつりinかさま」につきましては、市民が一体になるイベントとして、関連団体で構成する実行委員会に対しての支援を行ってまいります。

次に、観光の振興であります。東日本大震災により市内の観光関連の企業や旅館が大きな被害を受け、また、その後の原発事故や風評被害により観光客の動きはまだまだ厳しい状況にあります。

市では、旅行業登録者である笠間観光協会と協働で、笠間市が実施する通年型観光地づくりを行うため、笠間の特色を生かした体験型旅行プランなどの支援を行ってまいりました。来年度につきましては、一層の拡充を図るため、観光協会が行う着地型ビジネスモデル事業と連携を図り、新たな旅行商品開発に取り組み、震災の復興を含めて支援してまいります。

観光PRにつきましては、県及び関連団体と連携して、北関東自動車道や茨城空港を活用した広域的なPR活動を展開してまいります。また、笠間パーキングエリアや友部サービスエリアのPRスペース等を活用し、沿線市町を交えた効果のあるPR活動を実施してまいります。

県内で初めて認定されました「恋人の聖地」につきましては、笠間青年会議所が北山公園で実施する「恋人の聖地イベント」の支援や、愛宕山に「恋人の聖地」をイメージするオブジェなどの設置を検討してまいります。また、全国的な広がりを見せる街コンイベントを関連団体と連携して開催し、市街地への波及効果も図れるような事業として実施して

まいります。

笠間芸術の森公園前のギャラリーロードの歩道整備につきましては、観光拠点として、地元関係者の皆様と協議しながら地域の特色を生かした歩道の整備を進めてまいります。

イベントの充実につきましては、春の「花まつり」、秋の「笠間の菊まつり」等の魅力の向上策について、関係団体と連携して取り組んでまいります。

また、県や関連団体と連携し、「つつじまつり」や「陶炎祭」等における渋滞対策としてシャトルバスの運行事業などを実施してまいります。「笠間の菊まつり」では、まち中の装飾を検討し、笠間らしい菊の華やかさを創造し演出してまいります。

また、観光資源整備として、佐白山周辺の景観整備や北山公園の新池及び散策路の整備を行い、愛宕山につきましては、核となるスカイロτζを中心としてフォレストハウスなどを一体的に活用し、指定管理者と連携して利用促進を図ってまいります。

本市の基幹産業である農業であります。平成24年度も引き続き重点施策として取り組んでまいります。

まず、担い手の育成支援に向けた取り組みといたしましては、安定的な農業経営を目指した担い手の育成強化や新規就農者の確保などに努め、農業後継者への研修補助や新規就農者への営農相談等の支援を行ってまいります。

また、新たな取り組みとして、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた地域農業マスタープランを作成し、地域農業の活性化に努めてまいります。

農産物の生産振興につきましては、引き続き花卉や栗などの主要農産物について生産体制の強化支援策を実施してまいります。特に、栗園への改植に当たっては、伐採・抜根作業費用の助成範囲を拡充してまいります。

また、すぐれた農産物等を販売促進に結びつける戦略としての地域ブランド「かさまの粋」の認証を促進し、農商観連携による産地振興の積極的な推進をしてまいります。

さらに、地産地消といたしまして学校給食への笠間市農産物の利用促進を図るとともに、消費者から支持される農産加工品の開発や、いわゆる6次産業化の定着を支援してまいります。

次に、耕作放棄地対策につきましては、引き続き自己所有地を含めた農地の再生や、再生した農地の継続活用に対して助成してまいります。また、新たな取り組みとして、再生した農地での指定作物の栽培助成や認定農業者等における耕作放棄地の再生等に助成を行い、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

また、グリーンツーリズムの推進につきましては、笠間クラインガルテンを核として、指定管理者との連携による都市住民との交流を図るとともに、地域住民の手によるサポート付きリゾート農園「あいあい農園」を支援してまいります。さらに、新たな取り組みとして、体験農業のできる農家、農産物直売所、農業関連施設等のマップを作成してまいります。

次に、米の生産調整につきましては、引き続き集落営農組織等に対する支援や農業者戸別所得補償制度における戦略作物の生産振興と新規需要米の流通助成を行い、地域内流通の拡大と生産調整達成を目指してまいります。

次に、農地の基盤整備につきましては、経営体育成基盤整備事業の箱田中央地区、友部小原地区及び滝川地区、さらには畑地帯総合整備事業の小原地区を県営事業により実施しており、地域との調整を図りながら順調に進捗しております。

平成24年度からは、市施行により、JR水戸線稲田駅南側に位置する大古山地区約8ヘクタールについて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用し、基盤整備を実施してまいります。

森林整備につきましては、引き続き森林湖沼環境税を活用し、森林機能緊急回復整備事業による間伐や作業路の整備、身近なみどり整備推進事業による市街地に隣接する平地林や農業集落に隣接する里山林等で公共性の高い部分の環境整備を行い、健全な森林の育成と多様な森林の活用を推進してまいります。

次に、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援事業であります。平成22年度から実施しておりますファミリーサポートセンター事業は、子育ての援助を希望する「利用会員」と、子育ての援助をする「提供会員」を合わせて250人規模になり、子育ての相互援助活動として定着してまいりましたので、今後さらに推進してまいります。

また、ことし4月に開館します笠間市児童館「笠間キッズ館」につきましては、複合的な機能を有する子育て支援の拠点として多くの市民に利用いただけるよう、幅広く事業を展開してまいります。

次に、保育事業の運営につきましては、従来から一時保育や障害児保育など各種サービスを実施しておりますが、今後も保護者の要望に沿った保育サービスに努めるとともに、全国的に問題となっております保育料の滞納につきましては、保育料滞納対策要綱により滞納者ゼロを目指し、厳正に対処してまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、市内すべての児童クラブが民間委託となりますので、今後、指導員の研修等を通じ、なお一層のサービス向上に努めてまいります。

子育て家庭への支援につきましては、子どものための手当や児童扶養手当を支給し、経済的援助をいたします。

また、母子家庭の経済的自立に向けた資格の取得を推進するため、新たに母子家庭高等技能訓練促進事業を創設し、資格取得の際に安定した修業環境を提供してまいります。

また、家庭に問題のあるケースにつきましては、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携を図り、ケース検討会を随時開催し対応してまいります。

なお、平成24年度は、笠間市次世代育成支援行動計画・かさまっ子未来プラン後期計画の3年目に当たり、本年度までの事業の評価に基づき、子育てに喜びを感じることができ

る地域社会を目指し、事業計画をさらに推進してまいります。

次に、少子化対策事業であります。不妊治療費の助成につきましては、夫婦の経済的負担を軽減するため平成20年度から行っておりますが、来年度も継続して助成を行ってまいります。

また、結婚を希望する方への支援を行う出会い創出支援事業であります。引き続き市内の団体が行う出会いの場づくりや、いばらき出会いサポートセンターへの入会に対しまして助成を行います。また、独身者の親たちの結婚セミナーや地域の活性化を目指した大規模な合同コンパ「かさコン」の支援など、新たな視点から出会いの場づくりを行ってまいります。

次に、健康づくりの推進ですが、生活習慣病予防事業につきましては、人間ドック、脳ドックの助成枠について、各検診機関との調整を行い、人間ドック355人、脳ドック230人の助成枠を確保しております。特定健診事業とあわせ、生活習慣病の予防と伸び続ける医療費の抑制に努めてまいります。

また、市民が24時間いつでも健康、医療、子育て、介護などについて無料で相談できる「かさま健康ダイヤル24」につきましては、日常の健康に対する不安を解消し、安心して生活できるよう、より一層の利用促進を図ってまいります。

さらに、予防接種事業の推進として、国が平成23年度第4次補正予算において継続することとした子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業の継続活用や、がん対策の充実として、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの各がん検診について行っております「がん検診無料クーポン券事業」を、市独自に胃がん、肺がんに拡大する「がん検診推進事業」を実施してまいります。

笠間市立病院につきましては、平成21年3月に策定しました笠間市立病院改革プランの計画期間が本年度をもって終了しますので、新たに平成24年度から3年間を計画期間とする第2次笠間市立病院改革プランを策定し、地域医療体制の中で市立病院が今後果たすべき役割や経営効率化に係る計画などを示し、引き続き経営の健全化に取り組んでまいります。

積年の重要課題でありました医師招聘につきましては、現在2名体制の常勤医師について、この4月から1名増員を図り3名体制とすることになりましたので、診療体制をさらに充実させ、入院外来患者の増加を図るとともに、市立病院が目指す在宅医療を支える訪問診療を積極的に行ってまいります。

さらには、保健センターなどの関係機関と連携を図りながら、健康診断や予防接種などの保健予防活動にも積極的に取り組んでまいります。

また、病院の経営感覚にすぐれた人材の登用につきましても、事務局長を外部から登用し、今後、医療、保健、福祉関係部局と連携を図りながら、市立病院の新たな役割の明確化、組織体制の見直しなども検討してまいります。

地域の救急医療体制充実のため実施しております日曜平日夜間初期救急診療につきましては、市民の皆さんが安心して救急医療が受けられるよう引き続き推進していくとともに、重症者の受け入れを行う第二次医療機関としての県立中央病院救急センターとの連携を強めるなど、医療環境の整備と充実に努めてまいります。

次に、福祉の推進であります。現在の笠間市地域福祉計画が平成24年度で終了することから、平成29年度までの5年間を計画期間とする第2次地域福祉計画を策定いたします。

この計画は、高齢者、障害者、児童等の福祉に関する基本となるもので、現在の計画の進捗状況や社会情勢の変化を検証し、策定するものであります。今後も、この計画を基本として、社会福祉協議会やボランティア、NPO法人などと連携を図りながら、だれもが安心して暮らせるよう地域福祉の増進に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法による総合的サービスを提供するために、平成24年度から6年間の笠間市第2期障害者計画と3年間の第3期笠間市障害福祉計画に基づき、「支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念に、障害を持つ方が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

さらに、障害者相談支援強化のため、基幹相談支援センターを設置し、障害のある方の多様なニーズにこたえるとともに、地域の相談支援の拠点として、笠間市障害者地域自立支援協議会や関係機関と連携し、権利擁護や虐待防止等に向けた取り組みを行ってまいります。

本市の生活保護の状況につきましては、県内市では6番目に高い保護率となっております。今後も厳しい雇用情勢が予測される中で、国のセーフティネット事業を活用した就労支援相談員による被保護者の社会的自立に向けた支援に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、平成24年度から3カ年の第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基本に、各種施策に取り組んでまいります。

介護保険料につきましては、介護給付費の増大等に伴い保険料を引き上げる改定を行う必要がありますので、市民に十分理解が得られるよう周知の徹底を図ってまいります。

また、介護予防事業につきましては、保健センターと連携し、運動、栄養、口腔機能向上等の事業を実施してまいります。

さらに、高齢者が率先して社会参加をし、生きがいを持った生活を送れるよう、高齢者クラブ活動の支援や生涯学習活動に取り組み、高齢者がみずから進んで各種活動を企画立案し、参加する体制づくりを進めてまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」について説明申し上げます。

まず、住環境の整備についてであります。住宅が飽和している笠間市の現状においては、空き家、空き店舗はますます増加していくことが予想され、安全性や景観といった面からも喫緊の対策が必要となっております。

その対策の第一歩として、世界的建築家伊東豊雄氏が手がけた「笠間の家」という名前

で伊藤氏が日本建築協会新人賞を受賞した、笠間地区下市毛地内にある陶芸家故里中英人氏の家を市に寄贈していただき、伊東氏の協力を得ながら改修した後、健康セミナーの講座や茨城県陶芸美術館との連携によりワークショップ事業などを実施し、空き家利活用策のモデル事業として推進してまいります。

また、自然エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化防止と環境にやさしいまちづくりを推進するため、本年度に引き続き、住宅用太陽光発電システム・住宅用エコキュートの設置補助を継続してまいります。

さらに、東日本大震災により自己の居住用住宅に「大規模半壊」以下の被害を受けた被災者の住宅補修等資金の借り入れに対する利子補給制度を創設し、被災者の負担軽減を図るとともに、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、笠間市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象とした耐震診断事業を引き続き実施し、住宅等の耐震改修の促進を図ってまいります。

次に、狭あい道路の整備についてであります。日常生活を支える生活道路の整備につきましては、交通危険箇所など緊急性の高い要望箇所を優先的に順次整備しているところでございます。毎年、多くの要望が市民より寄せられておりますが、限られた財源の中でこれらの要望にこたえるために、効率的、透明性を確保した整備が必要なことから、生活道路の整備基準の策定を検討してまいります。

次に、公共下水道事業につきましては、管渠工事のほか、震災により先送りしました笠間地区の笠間幹線圧送管予備ルートの整備を一部着工いたします。また、浄化センターともべの汚泥棟増設工事が平成24年度中に完成いたしますので、処理能力の向上が図られることとなります。

農業集落排水事業につきましては、小原地区を中心とする友部北部 期地区の管渠敷設工事、汚水処理施設工事を平成25年度中の供用開始に向けて進めてまいります。

なお、公共下水道、農業集落排水は地域により接続率が低い状況にありますので、接続率向上のために啓発チラシの配布や戸別訪問を強化し、積極的に取り組んでまいります。

合併浄化槽設置事業につきましては、引き続き森林湖沼環境税を原資とする県事業を活用した高度処理型合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

市街地の排水整備事業につきましては、笠間地区浸水対策事業計画に基づき、平成21年8月の集中豪雨で特に被害の大きかった行幸町地内及び下市毛地内の浸水箇所を優先して整備を行ってまいります。

次に、上水道事業であります。国の補助事業を活用して岩間地区の愛宕配水池に緊急遮断弁を設置し、地震等の災害時に3地区で飲料水の確保ができるよう整備を進めてまいります。また、石綿管更新及び鉛管解消につきましても、引き続き事業を進め、安心・安全な水道水の安定供給を図ってまいります。

さらに、水道情報管理システムの構築を平成24年度から2カ年で実施し、適切な水道施設の維持管理、事業の健全経営及び住民サービスの向上に努めてまいります。

水道料金の統一につきましては、改定の初年度を平成24年度に予定しておりましたが、東日本大震災の影響により1年先送りし、平成25年度の実施といたしました。水道運営審議会からの答申をもとに、平成25年度から段階的な改定を行い、平成30年度をめどに3地区の料金を統一し、適正な事業経営及び住民サービスの公平性の確保を図ってまいります。

なお、料金の改定につきましては、利用者に理解が得られるよう周知の徹底を図ってまいります。

次に、防災対策ですが、東日本大震災の経験を踏まえ、防災力の向上を重要事業に位置づけ、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

まず、地域防災計画策定事業ですが、自然災害、地震災害、原子力災害等に対応し、総合的かつ計画的な災害対策を推進するため、国の考え方を踏まえ、地域防災計画の改定を進めているところでありますが、原子力災害に対する指針が国から示されるのが4月以降となるため、風水害や地震に関する計画の見直しを先行して行い、市民に周知していくとともに、原子力災害に係る防災計画については9月ごろまでに策定したいと考えております。

次に、自主防災組織の育成についてであります。災害時等における市民による防災活動や避難体制などの整備を図るため、震災後、自主防災組織の結成を強化しております。現在、35の自主防災組織が設立されておりますが、さらに防災の意識向上を図り、組織率を高めてまいります。

次に、防災行政無線の統合化事業であります。東日本大震災の反省から、市民への情報伝達方法について複数の伝達手段の検討を進めてまいりました。災害時の情報伝達としましては、即時性の確保された防災行政無線の整備をまず進めることが必要であり、3地区で統一されていない現行の防災行政無線の周波数を統合し、円滑な通信連絡体制を確保してまいります。

また、拠点避難所と相互連絡が確保できる通信体制を早期に確立するとともに、笠間市からの情報伝達手段である「かさめーる」の周知や、エリアメールなどの緊急情報を配信するサービスの拡大を図ってまいります。

次に、防災拠点自家発電整備事業ですが、さきの震災で、停電により災害対策本部の機能が大きく失われたため、その反省により、笠間市役所本庁舎に非常用発電装置を整備し、災害時の本部機能対策及び防災拠点の機能確保を図ってまいります。

次に、消防対策であります。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、住宅用火災警報器の普及を図るとともに、防火水槽や消火栓などの整備を継続して実施してまいります。

救急体制につきましては、円滑な救急活動を行うため、笠間消防署の救急自動車を更新

するほか、救急救命士の病院実習を中心とした再教育を充実させ、救急隊員が行う応急処置の質の向上に努めてまいります。

また、一般市民による応急手当の普及啓発を目的とした救命講習会を本年度に引き続き救急ボランティア及び女性消防団員と連携して開催し、救命率の向上を図るための環境づくりを推進してまいります。

消防団につきましては、団員の加入促進を図るため、市広報紙、ホームページ、パンフレットの配布などを通して団員の確保に努めるとともに、消防団協力事業所表示制度を推進し、団員が活動しやすい環境を整備してまいります。

次に、防犯・交通安全対策についてであります。昨年の笠間市内における犯罪事件の発生状況は、刑法犯罪件数1,020件であり、一昨年より127件減少している状況であります。

市では、一昨年から、緊急雇用創出事業を活用した安全・安心まちづくりパトロール事業を行っておりますが、ことしも、犯罪が比較的多くなる夏場から6カ月間実施してまいります。

犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置につきましては、友部駅、笠間駅、稲田駅に設置しましたが、今年度は、さらに岩間駅、宍戸駅に設置してまいります。

刑法犯犯罪数が減少している中、侵入犯罪は207件と一昨年より大きく増加していることから、住宅の玄関や窓などの防犯対策に対して助成を行う「住まいの防犯対策助成事業」を引き続き実施してまいります。

さらに、地域防犯情報の拠点となる民間交番につきまして、場所や運営方法などを具体的に検討してまいります。

交通安全につきましては、第9次交通安全計画に基づき、小中学生の交通安全教育の充実を図るとともに、特に交通安全協会や交通安全母の会と協力しながら、小学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止に努めてまいります。

多様化する消費者問題につきましては、被害防止・解決のため、昨年、消費生活センターの相談員を増員し、週3日の相談体制を週5日相談できる体制としましたが、ことしも週5日体制を継続し、市民が相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

道路管理につきましては、市民との協働によるまちづくりを推進するために、昨年度、笠間市道路里親制度実施要綱を策定し、市道の清掃、美化等に里親24団体の協力を得ることができました。平成24年度におきましても、道路里親制度のさらなる周知を図り、市民の皆さんのご協力をいただきながら道路環境の美化に努めてまいります。

また、都市公園の維持管理につきましては、市民の自主的な公園の美化活動を目的とした「笠間市都市公園グリーンパートナー制度」により、3団体の協力をいただき、公園の美化・維持管理等をお願いしているところでございます。平成24年度におきましても、都市公園グリーンパートナー制度により、市民の自主的な活動の推進を図ってまいります。

また、都市公園以外の公園に設置してある遊具等の安全点検を行い、安全・安心な公園

維持に努めてまいります。

次に、「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、小中学生の学力向上に対する取り組みですが、学力調査に見られる児童生徒の実態や学力に関する課題に対応するため、各学校が自主性を発揮し、学力の向上に向けた教育活動を推進する学力向上支援事業、小学校4年生を対象として夏休み期間中に補習授業を行う学びのサポートプラン事業、寺子屋事業などを充実させてまいります。

なお、中学校においては、学力向上支援事業による「確かな学力」の伸長と学習習慣の確立を目指し、長期休業期間や放課後における補習学習を実施してまいります。

教育施設につきましては、安全性を重視し、本市においては平成18年度から耐震化に取り組んでおります。平成24年度におきましては、稲田小学校、宍戸小学校、友部第二小学校の校舎の耐震補強工事を実施するとともに、稲田小学校、宍戸小学校、笠間中学校の屋内運動施設及び岩間第三小学校校舎の耐震補強実施設計を行ってまいります。また、耐震化未実施の小中学校すべての耐震診断事業を実施し、耐震化を推進してまいります。

なお、本年度の耐震化工事が完了しますと、耐震化率は、本年度末見込みの73.9%から81.2%に高まります。

老朽化の著しい笠間学校給食センターの建てかえにつきましては、平成23、24年度の2カ年事業として計画をしておりましたが、東日本大震災の影響により国庫補助の採択がくれ、今月内示されたところであります。このようなことから、平成23年度予算の繰り越しを行い、平成25年4月の供用開始を目指してまいります。

なお、新給食センターでは、笠間地区10校の給食に加え、市内すべての小中学校の炊飯を実施していくほか、徹底した衛生管理による最新鋭の施設として、児童生徒に安心・安全、かつ、おいしい給食を提供してまいります。

全国的な少子化が進む中、本市でも、クラスがえができない1学年1学級の小中学校が全体のほぼ半数を占めており、学校規模の適正化は早急な対応を講じるべき課題となっております。

そのため、笠間市立小中学校学区審議会に諮問し、今月、同審議会の答申をいただいたところであります。平成24年度は、この答申に基づいて、保護者や地域の皆さんと意見交換会を実施し、年度内に適正配置実施計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、文化振興につきましては、音楽によるまちづくりを目指して実施しております「クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさま」を引き続き開催してまいります。市内の全小学校を対象に、子どもたちが生の演奏を鑑賞することができる「青少年劇場小公演事業」も引き続き実施してまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、引き続きかさま陶芸の里マラソン大会や全国高等学校アームレスリング選手権大会を開催するとともに、スナッグゴルフ全国大会を支援

してまいります。

市民のスポーツによる健康増進につきましては、市内のスポーツ団体及び指定管理者との連携を図り、各種スポーツ教室の充実に努めてまいります。

また、平成24年度は、年齢を問わずだれもが簡単に取り組むことができることで好評でありますウォーキングの教室を、健康都市づくりの一環として、多くの市民に参加いただけるよう開催し、市民の体力向上と健康の増進を図ってまいります。

次に、「人と地域、絆(きずな)を大切にした元気なまちづくり」について説明申し上げます。

まず、協働のまちづくりであります。協働のまちづくりを推進するため、また新しい公共を含めた協働事業への認識を深めるため、職員やNPO団体等の関係者が参加する勉強会等を開催し、協働のまちづくりの浸透を図ってまいります。

また、市民活動の交流拠点となる市民活動センターの設置に向けて、その機能や運営体制について検討を進めてまいります。

次に、地域ポイント制度についてであります。現在、ことしの12月までの予定で社会実験を行っております。地域ポイント制度は、市民が行う公共的な活動や社会貢献活動にポイントを付与し、地域商品との交換、市民が願う身近な事業や団体が行う提案事業にポイントを還元するものであります。情報端末を活用し、情報の提供やポイントの還元を行うことによって、新たな人材の発掘や地域活動に参加する機会がふえることが期待できます。この社会実験により、ポイント制度の検証を行い、平成25年度の本格導入を目指して進めてまいります。

まちづくり市民活動助成金につきましては、現在、団体の設立に対して支援する自立促進事業と団体の個性的な事業に3年間を限度として支援する地域活性化事業に分類して実施しておりますが、地域ポイント制度のポイント還元内容として、団体等の提案事業への支援を検討することから、この助成金についても見直しを図ってまいります。

また、地域コミュニティの推進につきましては、東日本大震災での教訓により、地域の課題は地域みずからが解決に向けて取り組むことが大切であることが再認識されたところでもありますので、地域の課題に取り組む自治会や行政区を支援する仕組みづくりを検討してまいります。

行政区制度につきましては、昨年、行政区制度検討委員会から意見をいただきましたので、その趣旨をあらゆる機会を通じ説明させていただき、区の運営が円滑に行える世帯数となるよう進めてまいりたいと考えております。

国際交流の推進であります。元氣かさま応援基金を活用し実施しております青年海外派遣事業につきましては、引き続き市内在住の社会人を中心に10名程度を海外に派遣いたします。

海外都市との交流につきましては、笠間市国際交流協会と連携し、ドイツ・ラー市と交

流の輪を広げ、さらに、韓国や中国など比較的近い海外都市との文化や歴史、スポーツなどを介した交流ができないか、検討してまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、笠間市男女共同参画計画の五つの基本理念に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいりました。しかし、少子化に伴う人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など社会は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層求められております。

このような状況を踏まえ、来年度は、平成25年度から29年度を計画期間とする第2次笠間市男女共同参画計画を策定してまいります。

最後に、行政経営に対する取り組みであります。行財政改革につきましては、昨年策定しました第二次笠間市行財政改革大綱で定めた市役所の変革、市民協働・公民連携の推進、財政基盤の確立の三つの柱に基づき、しっかりと取り組んでまいります。

また、指定管理者制度につきましては、より一層のサービス向上と管理の適正化に向けて、モニタリング制度の運用を精査し、導入効果の的確な評価、分析のもと、改善につながる体制の充実を図ってまいります。

行政評価につきましては、外部評価を引き続き実施し、行政内部の評価との乖離点を明確にした上で、評価の客観性、信頼性の向上を図り、職員の意識改革及び事務事業の改善につなげてまいります。

また、本年度策定いたしました総合計画後期基本計画の進行管理を担う施策評価の試行を行い、行政評価制度の充実を図ってまいります。

以上が、主要な施策の概要についてであります。

平成24年度は、10年間のまちづくりの総合的な指針となる笠間市総合計画の折り返しの年となります。

総合計画につきましては、前期基本計画を検証した上で、新たに健康都市づくり、防災力向上、地域の活性化の視点を取り入れた後期基本計画を本年度新たに策定いたしました。

震災の復興とともに、ただいま申し上げました笠間市総合計画・基本構想の六つの柱を基本に、議会はもとより、市民の皆さんと真摯に議論を重ね、手を携えながら、職員一丸となって「みんなで創る 文化交流都市」を実現してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会におきましては、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を初めとする議案42件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問2件及び専決処分報告2件のご審議をお願いするものであります。

それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、平成24年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただ

きます。

議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時25分より再開いたします。

午前 1 1 時 1 2 分休憩

午前 1 1 時 2 5 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（柴沼 広君） 日程第 6、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて及び諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第 1 号及び第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在、13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、2名の人権擁護委員の任期満了に伴い、郡司 守氏を新たに推薦し、綱川洋美氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第 1 号及び諮問第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（柴沼 広君） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第1号及び報告第2号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した笠間市税条例の一部を改正する条例及び損害賠償の額を定め、和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を得るものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

笠間市税条例新旧対照表によりまして改正内容をご説明いたしますので、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

この附則第22条は、昨年4月に東日本大震災の特例関連で新たに制定されたものですが、災害等により被害を受けた住宅、家財等に対する損失額の雑損控除等への適用期限が1年間であったものを、今回のような大規模な災害などの場合には災害がやんだ日から3年間に延長する地方税法施行令の改正によりまして、これらに関連する笠間市税条例附則第22条の一部を改正するものでございまして、第22条第1項では引用文言を改正し、第22条の第2項を削りまして、第3項の引用文言を改正して第2項とし、第4項を削りまして、第5項を第3項に改めたものでございます。

さきの臨時国会で、東日本大震災の復興支援策に関連し、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、笠間市税条例の一部を改正する条例を平成23年12月15日付で専決処分し、同日から施行したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次のページの専決第1号、専決処分書によりましてご説明申し上げたいと思います。

物損事故で生じた損害につきまして、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記のとおり平成24年2月6日専決処分をしたものでございます。

和解の相手方でございますけれども、栃木県芳賀郡茂木町大字牧野2925番地、水楢久雄氏でございます。

まず、事故の発生状況でございますが、平成23年12月3日土曜日午後3時ごろ、笠間市片庭地内の岡本興業株式会社笠間工場前におきまして、相手方の運転のダンプトラックが荷台を上げたまま走行し、笠間市所有の光ケーブルを切断したものでございます。

損害賠償額でございますけれども、責任割合は市側が0%、相手側が100%ということで、相手側から損害額54万6,000円の支払いを受けるものでございます。

専決理由につきましては、上記事項について速やかに示談措置をする必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号については、会議規則第37条

第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

それでは、報告第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第8、議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの提案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。
議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、3枚目をお開きいただきたいと思ひます。

附則に、第10項といたしまして次の1項を加えるものでございます。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までにおける市長及び副市長の給料月額を、第3条の規定にかかわらず次の各号のとおり減額するものでございます。

第1号としまして、市長については、第3条の規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額とするものでございます。90万円から72万円とするものでございます。

第2号としまして、副市長については、第3条の規定する額から当該額の1000分の5に当たる額を減じた額とするものでありまして、72万円から68万4,000円とするものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これも同じく新旧対照表でご説明申し上げます。

附則に、第7項としまして次の1項を加えるものでございます。

こちら、先ほどの市長、副市長と同様に、教育長の給料月額を減額する規定でございまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までにおける教育長の給料月額を、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものでございまして、65万円から61万7,500円にするものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

もう一つ訂正お願ひしたいと思ひます。副市長のところも「1000分の5」と言ってしまったようでございます。「100分の5」の間違ひでございまして、訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件については、一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号の2件について一括して採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第9、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定める条例に規定する税等徴収嘱託員及び市嘱託医の報酬の見直し、並びに健康推進員を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページ及び3ページの新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思えます。

このたびの改正は、条例中別表の一部を、右側にあります現行の部分から左側の改正案の方に改正をするものでございます。

初めに、別表中、税等徴収嘱託員についてでございますが、現行の報酬の額につきましては、「基本額」と「割増給」として詳細の説明が書かれているものを、改正案のとおり「予算で定める額」とするものでございます。

なお、職名、区分、旅費の額につきましては、現行どおり変更はございません。

次に、3ページでございますが、市嘱託医についてでございますが、現行の報酬額につきましては、内科医、歯科医ともに年額及び日額で定めているものを、改正案のとおり内科医、歯科医ともに「日額2万3,000円」に統一するものでございます。

なお、職名及び旅費の額につきましては、現行と変更はございません。

続きまして、健康推進員でございますけれども、制度の実態に合わせまして削除するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第10、議案第4号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） それでは、議案第4号 笠間市税条例の一部を改正する条例に

についてのご説明を申し上げます。

さきの臨時国会で、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行及び平成23年度税制改正の一部修正に関連した地方税法の改正に伴い、関連する笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、笠間市税条例新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。

まず、第95条、たばこ税の税率ですが、平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき市町村たばこ税を644円引き上げ、現行の「4,618円」から「5,262円」に改めるものでございます。これは、たばこ税そのものを引き上げということではなく、県のたばこ税を644円引き下げ、同額を市たばこ税に加算するというものでございます。

次に、附則第9条、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては、これまで退職所得金額の10%を税額控除していた制度が、平成25年1月1日以降廃止されることに伴う条文の削除でございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例は、先ほどの第95条の改正と同じく、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率を1,000本につき305円引き上げることにより、現行「2,190円」を「2,495円」に改めるものでございます。

次に、第25条ですが、これは、平成26年度から平成35年度までの10年間、各年度分の個人市民税均等割について500円を加算するものでございます。なお、県税分につきましても500円加算されるものでございます。

続きまして、1ページにお戻りをいただき、附則第1条、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しますが、先ほどもご説明しましたとおり、附則第9条の市民税の分離課税所得割の額の特例の廃止につきましては平成25年1月1日から、第95条及び附則第16条の2第1項のたばこ税の税率等は平成25年4月1日からの適用となりまして、次の附則第2条及び第3条は、その経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第11、議案第5号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第5号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、条例の目的に規定されております暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づきまして、社会公共の利益に反することとなる暴力団員等の公共施設の利用を制限する対象施設に、新たに笠間市児童館の設置及び管理に関する条例で規定します笠間児童館を加えるものでございます。

なお、この条例については平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第12、議案第6号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童館施設を開放する際、その開放施設及び使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第6号 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地域住民に児童館施設を開放する際、その開放施設及び使用料を定めるものでありますが、2ページ及び3ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。

第7条中第2項を「前項に規定するもののほか、市長は、活力ある地域社会の形成に寄与するため、特に必要と認めたときは、別表に掲げる施設を使用させることができる」と改正し、第8条中「児童館」を「施設」に改め、第11条に第8条で許可した施設の使用料規定を、別表で施設名及び使用料等を定めるものであります。

なお、この条例については平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第13、議案第7号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業計画の策定に係る介護保険料を改定するとともに、介護保険施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第7号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度から26年度を計画期間とする第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するものであります。

また、団塊の世代と言われる方々が65歳に到達することなどを要因といたしまして保険料が上昇することから、負担能力に応じた保険料の賦課の所得段階を現行の8段階から10段階といたしました。

改正内容については、3ページ以後の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条の各年度における保険料率につきましては、第1号被保険者の区分に応じ定める額とし、第1号及び第2号につきましては2万6,400円に、第3号は3万9,600円に、第4号は5万2,800円に、第5号を5万9,130円とし、所得段階がふえたことから、「次号イ又は

第7号イ」と改正するものでございます。

第6号につきましては、6万6,000円とし、「合計所得金額が125万円以上190万円未満であり」と「及び次号イに該当する者を除く。」と改正するものであります。

第7号は、7万9,200円とし、ア及びイを加え、第8号を8万4,480円に改正するものであります。

第6条の第3項中「又は令附則第16条第2項に該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）及び第17条第2項に該当するに至った第1号被保険者」に改め、同項中「又は令附則第16条第2項及び第17条第2項に規定する者」と改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

第2項の経過措置ですが、この条例による改正後の第4条の保険料率の規定は、平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度以前の年度分については、なお従前の例によるものでございます。

第3項は、平成24年度から26年度までにおける保険料率の特例で、介護保険法施行令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず3万6,960円とするものであり、第4項についても、介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず4万3,820円とするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第14、議案第8号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、65歳以上の高齢者に係る介護予防を目的とした通所事業の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第8号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

3枚目の新旧対照表でご説明申し上げたいと思いますが、今般、65歳以上の高齢者に対して実施しております介護予防を目的とした通所事業につきまして、事業名称等を統一したことに伴い、第5条中、実施要綱より引用していたただし書きを削り、条文の整理を行うものであります。

なお、この条例について平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 11時 58分休憩

午後 零時 59分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第15、議案第9号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険の健全な財政運営を図るための税率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきまして、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第9号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので、2ページをお開きください。

別表第1につきましては、所得割「100分の7.2」を「100分の7.7」に、被保険者均等割「2万3,100円」を「2万4,800円」に、世帯別平等割「2万1,000円」を「2万4,000円」に、同じく特定世帯「1万500円」を「1万2,000円」に変更いたします。後期高齢者支援金等課税額の所得割「100分の2.5」を「100分の2.55」に変更いたします。

次に、3ページの別表第2についてであります。基礎課税額の第9条第1項第1号から第3号につきましては、それぞれ7割、5割、2割の軽減の額を定めたものであります。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額のうち特定世帯以外及び特定世帯についてそれぞれの額を変更するものであります。変更後の金額でご説明いたします。それぞれの額を1万7,360円、1万6,800円、8,400円、1万2,400円、1万2,000円、6,000円、4,960円、4,800円、2,400円にそれぞれ変更するものであります。

1ページにお戻りください。

附則につきましては、第1条において施行期日を平成24年4月1日とし、第2条において適用区分を平成24年度以降の年度分の国民健康保険税とし、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第16 議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市ふるさと資料館の設置に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、教育次長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 議案第10号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正の目的について申し上げますと、佐白公園内に設置しております旧笠間市美術館を笠間市ふるさと資料館として活用するための条例改正でございます。

この建物は、明治21年に西茨城高等小学校として建築され、築124年と古い木造建築物でございます。明治33年には明治天皇が近衛師団の演習に来町した際の行在所となり、昭和8年から終戦にかけて明治天皇行幸の地として国の史跡として指定されておりました。その後、昭和25年度より昭和36年までの間、市立美術館として活用した貴重な建造物であります。

昨年(2022年)の3月11日に発生した大震災により被災を受け、屋根等の修繕を行ったところでございますが、展示ケース等の整備を行い、民俗資料や歴史資料の展示を行い資料館として活用していくものでございます。

それでは、条文の改正についてご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

2条の表に、「笠間市ふるさと資料館」、「笠間市笠間1015番地2」を追加するものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものです

以上で説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議長(柴沼 広君) 日程第17、議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正により、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料が設けられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(柴沼 広君) 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

消防長(小森 清君) 議案第11号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、今回の改正経緯及び趣旨でございますが、平成23年12月21日付総務省令消防庁

次長通知を踏まえ、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所を有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が設けられたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で金額を定める省令が改正されました。以上の経緯、内容を踏まえまして、本市においても手数料条例別表第2の欄中の一部を整備するものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表で説明申し上げる前に、今回該当となります特定屋外タンク貯蔵所等について説明します。

本市には、手数料条例の改正に該当いたします特定屋外タンク貯蔵所等の施設または浮き屋根式、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクは、現在、設置実績はありません。将来の設置の申請がなされた場合を考慮しまして規定しているものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表のページをごらんください。

別表第2の2の部、片仮名の二の項中の上から6行目に「(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所という。)」の次に、アンダーラインがありますけれども、「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))」を加えまして、同表同部同款、片仮名のホの項中の「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に、「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加えるもので、手数料条例別表2欄中の一部を整備するものであります。

附則でございますが、施行日は平成24年4月1日から施行することを定めております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議長(柴沼 広君) 日程第18、議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、危険物の規則に関する政令の一部を改正する政令の施行により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(柴沼 広君) 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

消防長（小森 清君） 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、今回の改正経緯及び趣旨でございますが、平成23年12月21日付総務省消防庁次長通知を踏まえまして、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、現行の火災予防条例の一部の改正を行うものでございます。

以上の経緯及び内容を踏まえまして、本市においても火災予防条例の附則の一部を整備するものでございます。

改正内容でございますが、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加されたもので、主に漂白剤、洗浄剤などに幅広く利用されております。これら炭酸ナトリウム過酸化水素付加物について、危険物確認試験によって第1類の性状を有し、かつ生産量、貯蔵、取扱量が一定量であることが確認されまして、当該物質を消防法上の危険物第1類に追加されたことに伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し取り扱うことになるもの、一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造設備の技術上の基準について経過措置を講じたものでございます。

内容につきましては、新旧対照表、3ページをごらんください。

別表第1条に、笠間市火災予防条例の施行日を、第2条から第4条につきましては、脱退以前の笠間地方広域事務組合火災予防条例の規定によりなされた処分、手続の経過措置が規定されておりますので削除せずに、今回新規対象の経過措置を第5条から規定したもので、第5条に配管等が基準に適合していない場合の技術上の基準を、第6条、収納容器、詰めかえ容器が基準に適合していない場合の経過措置期間を、第7条、貯蔵及び取り扱いのすべてに共通する技術上の基準に適合せず、平成24年7月1日において指定数量を超えてない施設への経過措置を、第8条には、今回の法令改正等に伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し取り扱う場合の届け出期間を定めてございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第19、議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律等の改正により、本市における関係条例について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 議案第13号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げたいと思いますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を一部改正するものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正に伴いまして、国等への寄附金等の支出については、地方公共団体の自主的な判断にゆだねられることになったため、笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に規定する普通財産の譲与、減額譲渡等の対象に、国の関係機関でございます（1）の独立行政法人、（2）の国立大学法人、（3）の会社等を加えるものでございます。

この一部改正につきましては、2条により行うため、以下の条項を繰り下げるものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

笠間市における土地改良事業経費納付が徴収に関する条例を一部改正するものでございます。

土地改良法の改正に伴いまして、急施の場合、いわゆる緊急に施行しなければならない場合のことでございますけれども、それにおける応急工事計画による事業施行に係る経費の付加徴収の特例に関する引用事項の整理をするものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

笠間市公民館の設置及び管理に関する条例を一部改正するものでございます。

社会教育法の改正に伴いまして、公民館運営審議会委員の委嘱基準は、文部科学省令で

定める基準を参酌するものとされたことから、委員の委嘱の基準を条例で定めるものでございます。

次に、8ページでございます。

笠間市図書館の設置及び管理に関する条例を一部改正するものでございます。

図書館法の改正に伴いまして、図書館協議会の委員の任命基準は、文部科学省令で定める基準を参酌するものとされたことから、委員の任命の基準を条例で定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例について

議長（柴沼 広君） 日程第20、議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う墓地等の経営許可に関する権限が、茨城県から笠間市に譲渡されるため、制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 議案第14号 笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例についての内容説明をいたします。

墓地等の経営許可の事務につきましては、以前より茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例によって権限の移譲を受けており、これまでは茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例を適用して事務を行ってききましたが、市として新たに墓地等に関する条例の制定が必要になったことから、県条例に準じて適切な墓地等の整備を図るため本条例を制定するものです。

本条例につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による経営等の許可に係る墓地、納骨堂及び火葬場の設置及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものです。

第1条では趣旨、第2条で用語、第3条で墓地及び火葬場の設置場所の基準、第4条で

墓地等の構造設備の基準、第5条では経営許可申請、第6条で変更許可の申請、第7条で廃止許可の申請、第8条でみなし許可に係る届け出、第9条で工事完了届、第10条では委任に関する規定を設けています。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例について

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第21、議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市へ交付された市町村まちづくり支援事業費交付金及び茨城県市町村振興協会災害対策支援金について、効果的、効率的な運用を図るため制定するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 議案第15号 笠間市復興まちづくり基金条例についてご説明申し上げます。

この基金は、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりに資するため設置するものでありまして、笠間市へ交付されました市町村復興まちづくり支援事業費交付金2億2,800万円と茨城県市町村振興協会災害対策支援金8,135万円を原資とするものでございます。効果的、効率的な運用を図るため、一たん基金に積み立て、24年度以降の事業に活用するものでございます。

基金条例の規定内容でございますけれども、第1条は設置、第2条は積立て、第3条は管理、第4条には運用収益の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任を定めております。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、笠間市復興まちづくり基金条例についての説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第22、議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の影響により、二重債務問題を抱える中小企業者の事業の再生を促進するため、茨城県産業復興機構が既往債務を買い取る場合において、損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を放棄できるようにするため、制定するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 議案第16号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について、内容をご説明申し

上げます。

本条例は、東日本大震災の影響による中小企業者等の二重債務問題を解消し、中小企業者等の事業再生を促進するため、再生可能性のある中小企業者の既往債権を茨城県産業復興機構が買い取る場合において、茨城県信用保証協会と市の損失補償契約に基づく市の回収納付金を受け取る権利の放棄に関して条例を定めるものであります。

条例につきましては、第1条は目的、第2条は定義として用語の引用、第3条では回収納付金を受け取る権利の放棄の内容、第4条は委任に関する事項を定めております。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第23、議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画法第8条及び第12条の4の規定に基づき、笠間都市計画区域内において用途地域及び地区計画を都市計画に定めるため、その都市計画に即し、特定の用途の建築物を制限する条例を制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第17号 笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、笠間都市計画安居・押辺地区地区計画の区域内における建築物の制限について定めるものでございます。

第1条では目的を、第2条では適用区域を定めております。第3条では、建築物の用途の制限として住宅の建築を制限しております。第4条では、建築物の敷地が地域計画区域の内外にわたる場合等の措置、第5条では既存の建築物に対する制限の緩和、第6条では公益上必要な建築物の特例、第7条では委任、第8条では罰則、第9条では両罰規定を定

めております。

なお、本地区につきましては、本条例による建築物の制限とあわせて都市計画用途地域を工業専用地域から工業地域へ規制の緩和を行い、適正かつ合理的な土地利用が図れるよう努めてまいります。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議について

議長（柴沼 広君） 日程第24、議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、当該協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容については、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 議案第18号 公の施設の広域利用に関する協議について、内容をご説明申し上げます。

県央地域首長懇話会を構成する笠間市を初め、水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村の9市町村は、公の施設の広域利用を実施しておりますが、このたび利用対象施設の変更がございましたので、新たに協定を締結する必要がございます。

変更点につきましては、別紙協定書の5ページをごらんいただきたいと思います。

城里町の施設のうち、東日本大震災によりましての影響で、町役場本庁舎が使用不能となり、その機能をコミュニティセンター城里に移転したことによりまして、同施設としての使用ができないため削除する点、そのほか城里町大桂公園の野球場、サッカー場の名称を、同施設の設置管理条例と整合性を図るために「城里町大桂公園」と施設の名前を変更する点でございます。

これらの変更点を含めた今回の協議につきましては、県央地域首長懇話会を構成する9市町村の議会においてそれぞれ議決し、速やかに各市町村間において協定の締結を行うも

のでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第19号 健康都市かさま宣言について

議長（柴沼 広君） 日程第25、議案第19号 健康都市かさま宣言についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第19号 健康都市かさま宣言についての提案理由を申し上げます。

少子高齢化などからも、健康が非常に重要なテーマとなっております。そのため、人の健康増進とそれを支える環境を整えていく健康な都市づくりが必要と考えております。

そのため、世界保健機関が提唱する「健康都市」の理念を踏まえながら、だれもが健康に暮らせるまちをつくるという変わることないテーマを掲げ、保健、医療、福祉、教育、産業などすべての分野における活動と連携を通した「健康都市かさま」の構築を目指すことを内容とする都市宣言を提案するものであります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

議案第20号 大古山地区土地改良事業の施行について

議長（柴沼 広君） 日程第26、議案第20号 大古山地区土地改良事業の施行についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第20号 大古山土地改良事業の施行についての提案理由を申し上げます。

本案は、大古山地区の効率的な農業経営及び生活環境の改善を目的とした土地改良事業を施行するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 議案第20号 大古山地区土地改良事業の施行について、内容をご説明いたします。

本地区は、ＪＲ水戸線稲田駅の南側で、本戸地区の下流に位置しております。この地区は、農地、水路が未整備であり、自然災害のたび河川のはんらんにより農地や道路が冠水し、農業経営や生活環境に支障を来しております。

今回、これらを解消するために、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき土地改良事業を施行するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、次ページの事業概要で説明いたします。

最初に、事業地は稲田地内の大古山地区で、総面積8.9ヘクタールです。次に、受益戸数は24戸、総事業費は区画整理工、用排水路工などを含め総額2億5,500万円で、事業負担割合は、国50%、県15%、市10%、受益者25%であります。

補助事業名は、農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、施工計画予定は、平成24年度から平成28年度の5カ年間でございます。

関連事業としまして、平成26年度に市道改良、来栖本戸線道路改良工事により創設換地を予定しております。

事業主体については笠間市であります。

次ページには、位置図、事業の範囲等の図面がありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

-
- 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号）
 - 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 7 号）
 - 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 6 号）
 - 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 4 号）
 - 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 6 号）
 - 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第27、議案第21号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号）ないし議案第31号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第21号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号）から議案第31号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成23年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計 7 会計、企業会計 3 会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 議案第21号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、年度末に当たり額の確定等に伴うものや、東日本大震災関連経費で新たに追加計上するものが主なものでございまして、第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 3,239 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 304 億 3,370 万 4,000

円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費補正は、民生費、児童福祉費の児童館設計業務で、事業完了に伴い平成23年度の年割額を減じるものでございます。

土木費、都市計画費の岩間駅舎建設事業と岩間駅自由通路建設事業につきましては、平成21年度から平成23年度の設定であったものを平成24年度まで期間を延長するものであります。

教育費、保健体育費の笠間学校給食センター整備事業につきましては、事業費の増によりそれぞれ総額と年割額を増額補正するものであります。

下の9ページをごらんください。

第3表の繰越明許費は、東日本大震災の影響等を含めた翌年度への繰越事業として、社協返還施設解体事業ほか、11ページにわたりまして全部で41件、総額で12億5,788万9,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

12ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正は、友部小学校と友部中学校の給食調理業務委託について、平成24年度から平成26年度までの設定期間を平成25年度までとし、限度額の減額補正をするものでございます。

下の13ページでございますが、第5表の地方債補正です。1の変更につきましては、13ページから15ページにわたりまして、北山公園整備事業債ほか16事業債について、事業費の変更などにより起債限度額を補正するものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思っております。

2の廃止は、起債の見直しによりまして、児童クラブ施設整備事業債と水槽付消防ポンプ自動車整備事業債を廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。19ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金の2目民生費負担金617万7,000円の増は、入所児童の増に伴い、3節児童福祉費負担金の保育所入所児童保護者負担金667万7,000円の増が主なものでございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料の2目衛生手数料952万円の増は、1節の一般廃棄物処理手数料810万円の増が主なものでございます。

次の20ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金4,746万円の減は、3節児童福祉費負担金で、保育所運営費負担金が入所児童の増などにより837万6,000円の増、子ども手当負担金の対象者の確定見込みによる5,470万8,000円の減などが主なものです。

2目災害復旧費国庫負担金4,684万5,000円の減は、額の確定により、2節公共土木施設

災害復旧費負担金で1,145万6,000円、3節公立学校施設災害復旧費負担金で3,538万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

下の21ページでございますが、2項国庫補助金の2目衛生費国庫補助金3,220万2,000円の増は、災害廃棄物処理事業費補助金の増によるものでございます。

3目土木費国庫補助金2,076万4,000円の減は、額の確定に伴い、1節道路橋りょう費補助金の狭あい道路の交付金1,298万1,000円の減が主なものでございます。

5目教育費国庫補助金736万円の減は、4節保健体育費補助金の笠間給食センター整備に係る学校施設環境整備交付金の額の確定による627万円の減が主なものでございます。

6目災害復旧費国庫補助金の2億148万4,000円の増は、4節公立社会教育施設災害復旧費補助金の公民館分、稲田と友部公民館でございますが4,905万円、体育施設分、市民体育館でございますけれども6,609万7,000円、教育委員会及び笠間支所のプレハブ建設等に伴う5節市町村行政機能応急復旧補助金の8,414万5,000円などの額の確定によるものでございます。

次の22ページをお開きください。

15款県支出金、1項県負担金の2目民生費県負担金971万2,000円の増は、3節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金418万8,000円の増、子ども手当負担金983万2,000円の減と、下の23ページにありますけれども、5目災害救助費県負担金から2目5節への組み替えが主なものでございます。

2項県補助金の1目総務費県補助金2億1,560万8,000円の増は、1節総務管理費補助金の復興まちづくり支援事業費交付金2億2,800万円と、確定見込みによる緊急雇用創出事業補助金2,006万4,000円の減などによるものでございます。

2目民生費県補助金296万8,000円の減は、1節社会福祉費補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金456万2,000円の減と、2節障害福祉費補助金の自立支援臨時特例交付金484万4,000円の増、3節高齢者福祉費補助金で新たに補助として交付される認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業交付金771万3,000円、5節児童福祉費補助金の特別保育事業費補助金461万6,000円の減などが主なものでございます。

次の24ページをお開きください。

3目衛生費県補助金の1,697万4,000円の減は、事業の見込みにより、1節保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金643万円の減や子宮頸がん等ワクチン接種補助金837万3,000円の減などが主なものでございます。

下の25ページでございますが、16款財産収入、1項財産運用収入の2目利子及び配当金706万2,000円の増は、財政調整基金や土地開発基金等の利子の確定により増額するものでございます。

次の26ページをお開きください。

2項財産売払収入の1目不動産売払収入399万1,000円の増は、普通財産の売払収入によ

る増でございます。

3目出資金返戻金794万9,000円の増は、財団法人茨城県勤労者育英基金解散に伴う出資金の返戻金を受け入れるものでございます。

17款寄附金、1項寄附金の2目総務費寄附金407万円の増や3目民生費寄附金406万6,000円の増は、ふるさとづくり寄附金や災害支援金の収入見込みとして増額するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金の5目義務教育施設整備基金繰入金の3,593万6,000円の増は、笠間給食センター建設事業費の増等により増額するものでございます。

下の27ページでございます。

12目東日本大震災支援金に関する基金繰入金407万円の増は、災害支援金や基金利子の収入見込みの増により増額するものでございます。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の1目延滞金1,000万円の増は、市税延滞金の実績見込みから増額するものでございます。

4項雑入の5目雑入1億8,957万7,000円の増は、次の28ページとなりますけれども、3節雑入の上から6行目でございますエコフロンティアかさま地域振興交付金について処分地理立量の増から6,500万円を増し、消防団退職報償金受け入れ金について消防団退職者の実施見込みから1,150万円を減じ、下から5行目でございますけれども、収入印紙及び収入証紙売りさばき代については実績見込みから720万円を減じ、東日本大震災に伴う茨城県市町村振興協会からの災害対策支援金8,135万円と建物災害共済金地震災害見舞金6,019万円などの計上によるものでございます。

下の29ページでございます。

21款市債、1項市債であります。5目土木債の1,420万円減の主なものは、事業費の確定により、幹線道路整備事業債で570万円の減、狭あい道路等整備促進事業債で650万円の減などによるものでございます。

6目消防債2,000万円の減は、対象事業の見直しにより、水槽付消防ポンプ自動車整備事業債を減ずるものでございます。

7目教育債1,850万円の増は、事業費の変更に伴う1節小学校債の宍戸小学校施設整備事業債1,200万円の減、3節保健体育債の笠間給食センター整備事業債3,200万円の増が主なものでございます。

9目災害復旧債5,300万円の増は、額の確定見込みにより、1節補助災害復旧事業債公共土木施設等8,350万円の増、公共土木施設等一般会計出資債で3,020万円の減、2節の単独災害復旧事業債の公共土木施設等1億1,920万円の減、公共土木等一般会計出資債で1億1,160万円の増などが主なものでございます。

次の30ページをお開きください。

10目災害対策債3,210万円の増は、笠間支所解体工事に対する国庫補助金の額確定に伴い

計上するものでございます。

続いて、歳出の主なものでございますが、下の31ページをごらんいただきたいと思います。

このページの最下段でございますけれども、2款総務費、1項総務管理費の中の主なものでございますが、33ページをお開きください。

4目会計管理費の719万1,000円の減は、収入印紙及び証紙の購入見込みによる減でございます。

5目財産管理費1,382万2,000円増は、15節工事請負費において計上している社会福祉協議会へ貸しておりました石井地内の旧第二保育所の解体撤去工事費で1,077万7,000円の増が主なものでございます。

35ページをお開きください。

14目基金費4億9,669万4,000円の増でございますが、今回の補正の財源調整から財政調整基金に1億8,255万5,000円を、減債基金に基金利子分71万8,000円を、元氣かさま応援基金にふるさとづくり寄附金等407万1,000円を、復興まちづくり基金に県から交付される復興まちづくり支援事業交付金と茨城県市町村振興協会災害対策支援金を合わせた3億935万円を、それぞれ積み立てするものでございます。

37ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費2,547万2,000円の減の主なものでございますが、次の38ページの19節負担金補助及び交付金で計上しております住宅手当緊急特別措置負担金は利用者実績により456万2,000円を減じ、28節繰出金では国民健康保険特別会計繰出金を367万5,000円増する一方、介護保険特別会計繰出金を2,085万3,000円減しているものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

3目高齢者福祉費の19節負担金補助及び交付金の認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業交付金771万3,000円は、民間の2施設の災害復旧事業が新たに県補助の対象になったことにより予算措置するものでございます。

5目の医療福祉費、20節扶助費、医療扶助費については、マル福利用者の増によりまして715万5,000円を増するものでございます。

下の41ページの9目後期高齢者医療制度費ですが、28節繰出金は、額の確定により602万9,000円を減するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の1,282万円の増は、次の42ページの中ほど、19節負担金補助及び交付金で計上しております保育所入所負担金の実績見込みにより2,900万円の増、特別保育事業補助金は692万5,000円の減、保育所緊急整備事業補助金も226万4,000円の減、障害児保育対策事業補助金も360万円の減などが主なものでございます。

下の43ページでございます。

一番上段でございますが、5目子ども手当費でございます。支給実績見込みから、20節扶助費の子ども手当を7,437万1,000円減じるものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費は、25節積立金で計上しております災害支援金を東日本大震災支援金に関する基金に積み立てる406万6,000円の増が主なものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費でございますが、次の44ページの2目予防費の1,755万1,000円の減は、実績見込みにより、13節委託料で計上しております健康診断検査委託料で270万円の増、子宮頸がん等予防接種委託料で1,674万5,000円の減、各種検診委託料で329万5,000円の減が主なものでございます。

このページの最下段でございます5目環境衛生費1,198万円の減は、下の45ページの19節負担金補助及び交付金をごらんいただきたいと思います。事業の確定見込みにより、合併処理浄化槽設置整備事業補助金816万2,000円の減、住宅用太陽光発電システム設置費補助金157万3,000円の減などが主なものでございます。

次は、46ページをお開きください。

2項清掃費の2目塵芥処理費でございますが、1億2,985万4,000円の増でございます。実績見込みにより、13節委託料の一般廃棄物収集運搬委託料で1,000万円の減、一般廃棄物処理委託料で780万円の減、19節負担金補助及び交付金の笠間・水戸環境組合災害復旧負担金の環境センター分で2,230万円、ゆかいふれあいセンター分で1億1,690万円を新たに計上し、25節積立金で地球温暖化防止等事業基金積立金を1,240万円増するものが主なものでございます。

4目エコフロンティアかさま対策費の6,489万円の増は、次の47ページ上段でございますけれども、25節積立金の福田地区地域振興整備基金積立金6,522万4,000円が主なものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費でございますが、49ページをお開きいただきたいと思います。

4目水田農業費の19節負担金補助及び交付金は、集団転作等への補助金である水田農業奨励補助金を実績見込みによりまして630万円減じております。

6目農地費の1,721万7,000円の減は、13委託料で、畑地帯総合整備事業施行地の埋蔵文化財調査に係る緊急雇用創出事業委託料を額の確定から873万6,000円を減じ、51ページの中ほど、28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、災害対応、災害復旧を含めて事業量の減などにより1,112万3,000円を減じるものが主な内容でございます。

一番下の6款商工費、1項商工費でございますが、次の52ページをごらんいただきたいと思います。

2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金で、自治金融・振興金融利子補給補助金を1,460万6,000円、職業能力アップ支援事業補助金を50万円、震災復興対策保証料補給補助

金を400万円、さらに、下の53ページの上段でございますが、震災復興対策利子補給補助金214万4,000円、伝統的工芸品復興支援補助金を250万円、それぞれ実績見込みにより減ずるものであります。

続いて、55ページをお開きいただきたいと思います。

7款土木費、2項道路橋りょう費の4目幹線道路整備費は、来栖本戸線の事業の進捗に合わせ、15節の道路新設改良工事費で4,091万9,000円を増額し、17節公有財産購入費で3,610万2,000円を減じ、22節では物件移転等補償費を988万8,000円減じてございます。

5目の狭あい道路整備等促進費の2,144万8,000円の減ですが、次の56ページ、額の確定によりまして、17節公有財産購入費で993万5,000円、22節補償・補填及び賠償金で物件移転等補償費を1,004万9,000円、それぞれ減ずるものが主なものでございます。

4項の都市計画費でございますが、3目公共下水道費では、事業量の見込みから、28節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出金を、災害対応、災害復旧を含め5,112万8,000円増額してございます。

下の57ページをごらんいただきたいと思います。

6目岩間駅周辺整備事業費であります。事業の確定見込みにより、28節繰出金において岩間駅東土地区画整理事業特別会計への繰出金を823万4,000円増するものでございます。次は、59ページでございます。

8款消防費、1項消防費でございますが、2目非常備消防費の8節報償費では、退職消防団員数がほぼ確定したことから、退職消防団員報償金1,150万円を減じております。

次に、63ページでございます。

9款教育費、2項小学校費でございます。3目学校建設費の2,195万2,000円の減は、額の確定により、15節の穴戸小学校校舎耐震補強工事費1,759万1,000円の減が主なものでございます。

67ページになります。

5項社会教育費の続きでございます。7目の文化財保護費1,088万2,000円の減は、次の68ページ、19節負担金補助及び交付金の文化財災害復旧支援補助金で、事業の一部が24年度以降に実施することとなったことによりまして、781万5,000円を減額するものでございます。

6項の保健体育費、3目の給食センター費の6,866万6,000円の増でございますが、下の69ページの15節工事請負費の笠間学校給食センター整備工事費について、事業費や年割額の変更から7,000万円を増するもので主なものとなっております。

次、70ページでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費であります。1目道路橋りょう災害復旧費では、額の確定見込みにより、13節委託料の災害復旧関連事業委託料を520万7,000円、15節工事請負費の災害復旧工事費を1,077万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

2目公園災害復旧費は、笠間市民球場が災害査定後の余震等による追加工事等によりまして、15節工事請負費の災害復旧工事費で500万円の増をするものでございます。

4項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費におきましては、国庫補助金の内示により、15節工事請負費で、市民体育館、友部公民館、稲田公民館などの災害復旧工事費として1億9,070万5,000円の増をするものでございます。

下の71ページでございますが、3目公立学校施設災害復旧費につきましては、額の確定見込みにより、15節工事請負費における災害復旧工事費で3,612万3,000円の減などが主なものでございます。

5項その他の公共施設・公用施設災害復旧費の1目庁舎災害復旧費につきましては、15節工事請負費で本庁舎の災害復旧工事費など5,741万9,000円を増するものでございます。

4目消防施設災害復旧費につきましては、防火貯水槽災害復旧事業の確定見込みにより、15節工事請負費の災害復旧工事費で902万2,000円を減するものでございます。

12款諸支出金、1項公営企業費の1目病院事業支出金224万7,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で、笠間市立病院事業運営費補助金439万1,000円の増、保健衛生活動補助金385万3,000円の減などが主なものでございます。

以上で、平成23年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

2時20分より再開いたします。

午後2時09分休憩

午後2時21分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番蛸澤幸一君が所用のため退席いたしました。

続いて、保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第22号 平成23年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億976万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ85億1,826万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の内容については、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項、1目療養給付費等負担金2,720万円は、保険給付費の増によるも

のでございます。

3目特定健康診査等負担金354万1,000円は、負担金基準単価の増によるものであります。

2項、1目財政調整交付金1,309万4,000円は、保険給付費の増によるものであります。

3目国民健康保険災害臨時特例交付金242万8,000円は、東日本大震災被災者の国民健康保険税、医療費一部負担金の減額分に対する補助金の増によるものであります。

4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金116万8,000円は、70歳から74歳の医療費自己負担額の凍結措置の延長による対象経費に対する補助金であります。

6款県支出金、1項、1目特定健康診査等負担金354万1,000円は、国庫負担金と同様に負担金基準単価の増によるものであります。

2項、1目財政調整交付金560万円は、保険給付費の増によるものであります。

7款共同事業交付金、1項、1目共同事業交付4,390万2,000円は、高額医療共同事業交付金の増によるものであります。

9款繰入金、1項、1目一般会計繰入金367万5,000円は、出産育児一時金、保険基盤安定繰入金の増によるものであります。

11款諸収入、3項、5目雑入562万円は、国保連合会よりの保険者震災支援金であります。

次に、歳出について説明いたします。10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費8,000万円、2目退職被保険者等療養給付費1,000万円は、それぞれ見込額の増によるものであります。

11ページに移りまして、2款、2項、2目退職被保険者高額療養費300万円も見込みの増によるものであります。

12ページをお開きください。

10款諸支出金、3項、1目直営診療施設勘定補助金346万6,000円は、特別調整交付金直営診療施設整備費補助金として今年度より新たに市立病院へ支出するものであります。これは国保診療施設の運営に係る特別に要した経費で、夜間休日の救急患者受け入れ体制を確保するに当たり、開業医等の外部医師に協力を求めた経費の一部について国より交付があるためであります。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

次に、議案第23号 平成23年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,696万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,486万6,000円とするものであります。

内容については、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

まず、歳入について説明しますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目後期高齢者医療保険料については、普通徴収保険料の調定減額に伴い、718万8,000円を減額するものであります。

4款、1項、1目一般会計繰入金については、低所得者保険料軽減の補てん分として繰り入れる保険基盤安定事業の負担金確定に伴い、繰入金を602万9,000円減額するものであります。

6款、4項、4目後期高齢者健診委託金を274万5,000円減額するものであります。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお開きください。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金を1,313万8,000円減額するものであります。内容につきましては、歳入で説明したとおり、普通徴収保険料の調定減額と保険基盤安定事業負担金の確定に伴うものであります。

4款、1項、1目後期高齢者健康診査費332万5,000円の減額であります。後期高齢者健康診査の受診者がおおむね確定したことにより補正するものであります。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第24号 平成23年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,977万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6,478万3,000円とするものです。

今回の補正は、保険給付費の補正が主なものですが、内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、主なものについてご説明を申し上げます。

3款、1項、1目介護給付費負担金2,079万6,000円の減は、介護給付費の国負担分、4款、1項、1目介護給付費交付金3,903万2,000円の減は、介護給付費の40歳から64歳までの方の第2号被保険者分でございます。

9ページ、5款、1項、1目介護給付費負担金2,148万4,000円の減は、介護給付費の県負担分、7款、1項、1目介護給付費繰入金1,626万1,000円の減は、一般会計からの繰り入れということになります。

10ページ、7款、2項、1目介護給付費準備基金繰入金については、2,412万2,000円基金からの繰り入れを減額するものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げますが、12ページをお開きいただきたいと思います。

2款、1項、1目居宅介護サービス給付費900万円の増は、居宅サービス給付利用者の増によるもので、5目施設介護サービス給付費9,360万円の減は、施設サービス利用が見込みより少なかったために減額するものでございます。

2款、2項、1目介護予防サービス給付費2,369万1,000円の減は、要支援認定者の居宅

サービスの利用の減によるものでございます。

次に、13ページ、2款、6項、1目特定入所者介護サービス費964万9,000円の減は、施設サービスの減額に伴うものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号 平成23年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

1ページ、第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,239万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますが、まず7ページ、歳入でございますけれども、1款、1項、1目介護予防サービス計画費収入35万円の減は、介護予防サービス計画作成が見込みより少なかったために減額するものでございます。

続きまして、8ページ、歳出ですが、2款、1項、1目介護予防サービス計画事業費35万円の減は、ケアプラン作成委託料の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第26号並びに議案第27号をご説明申し上げます。

初めに、議案第26号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,990万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億6,486万8,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。

第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

6ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費でございますが、翌年度への繰越事業といたしまして、1款下水道費浄化センターともべ改修工事ほか2件で1億8,063万5,000円、4款災害復旧費、下水道復旧事業国補ほか2件で4億6,109万5,000円、合計いたしまして6億4,173万円の繰越明許費を設定するものです。

第3表の債務負担行為補正でございますが、那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の限度額を1,177万9,000円から1,122万5,000円に補正するものでございます。

8ページをお開き願います。

第4表の地方債の補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を2億3,760万円から2億2,350万円に、公共下水道事業債（災害）の限度額を5,690万円から7,740万円に補正するものです。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

歳入では、1款分担金及び負担金、1項、1目受益者分担金174万8,000円の増額は、受益者分担金現年度分を見込んでおります。

2項、1目受益者負担金1,737万6,000円は、受益者負担金の現年度分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項、1目下水道使用470万9,000円の減額は、東日本大震災による減免等が主なものです。

3款国庫支出金、1項、2目下水道事業費国庫補助金災害7,377万1,000円の減額及び次ページの4款県支出金、1項、1目下水道事業費県補助金126万円の増額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金5,112万8,000円の増額及び2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金4,924万9,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

9款市債、1項、1目下水道事業債1,410万円の減額、2項下水道事業債(災害)2,050万円の増額につきましても、事業費の確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、14ページをお開き願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款下水道費、1項、1目下水道総務費、19節負担金補助及び交付金471万3,000円の減額は、洳沼水質浄化下水道接続支援事業補助金の額の確定によるものでございます。

2目下水道管理費、11節需用費1,583万6,000円の減額は、計画停電未実施による自家発電機の燃料費の減でございます。

13節委託料1,168万7,000円の減額は、災害時の汚泥処理委託料及び下水道台帳補正業務委託料の入札差金によるものでございます。

14節使用料及び賃借料176万1,000円の減額は、災害時の発電機のリース料の減でございます。

15節工事請負費2億4,635万3,000円の減額は、東日本大震災により生じた災害復旧工事を優先するために、不明水修繕工事を次年度以降に先送りしたものでございます。

18節備品購入費108万円の減額は、発電機購入の入札差金でございます。

19節負担金補助及び交付金の564万4,000円の減額は、汚泥搬出量の確定による減額が主なものでございます。

2項建設建設費、1目下水道建設事業費、14節使用料及び賃借料132万3,000円の減額は、管理システム使用料の減額によるものでございます。

16ページをお開き願います。

2款公債費、1項、2目利子390万円の減額は、額の確定によるものでございます。

4 款災害復旧費、1 項、1 目下水道復旧費2,230万円の増額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

次に、議案第27号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,443万3,000円を減額し、それぞれ7億5,509万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

5 ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費ですが、1 款農業集落排水事業費、農業集落排水施設建設事業1億418万円、4 款災害復旧費、農業集落排水施設災害復旧事業、補助、単独合わせて9,999万2,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

6 ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正でございますが、農業集落排水事業の限度額を8,570万円から8,380万円に、農業集落排水事業災害の限度額を1,270万円から1,240万円に変更するものです。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9 ページをお開き願います。

歳入でございますが、2 款使用料及び手数料、1 項、1 目農業集落排水使用料400万円の減額は、東日本大震災により、ゆかいふれあいセンター使用不能が主なものでございます。

3 款県支出金、1 項、2 目農業集落排水事業推進交付金701万3,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

5 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金1,112万3,000円の減額は、額の確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、8 款市債、1 項、1 目農業集落排水事業債220万円の減額は、やはり額の確定見込みによるものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思えます。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款農業集落排水事業費、1 項、1 目農業集落排水施設管理費1,228万5,000円の減額は、施設管理委託の入札差金によるものが主なものでございます。

2 項、1 目農業集落排水事業建設費628万3,000円の減額は、事業費の確定見込みと県支出金の減額によるものでございます。

2 款公債費、1 項、2 目利子386万5,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、4 款災害復旧費、1 項、1 目農業集落排水施設災害復

旧費200万円の減額は、事業費の確定見込みによるでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第28号 平成23年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ887万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,629万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございますが、支障物件の家屋移転が年度内に完了しないことにより、5,985万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表地方債補正でございますが、事業費の減により、地域開発事業債の限度額を2,340万円から2,300万円へ変更するものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

2款財産収入、1項財産売払収入1,670万9,000円の減は、保留地処分金の決算見込額でございます。

3款繰入金、1項繰入金823万4,000円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款土地区画整理事業費、2項事業費850万円の減は、事業の精算によるもので、13節委託料200万円の減及び15節工事請負費1,700万円の減、22節補償・補填及び賠償金1,400万円増などによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第29号 平成23年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出の収入については、1款病院事業収益を775万1,000円増額し5億4,742万5,000円にするもので、内訳は、1項医業収益を53万4,000円増額、2項医業外収益を721万7,000円の増額であり、支出については、1款病院事業費用を775万1,000円増額し5億4,742万5,000円に補正するものです。

次に、第3条の資本的収入及び支出については、1款資本的収入を131万円減額し1,019

万9,000円に、2ページの支出については、1款資本的支出を132万3,000円減額し1,114万2,000円に改めるものであります。

第4条は企業債の額の変更で、当初予定していた国庫補助事業の一部が単独事業になったことにより、企業債を40万円増額し、140万円に変更するものであります。

第5条は人件費の額の変更であり、第6条は他会計からの補助金の変更です。

第7条は、材料費の購入に伴うたな卸資産の変更で、450万円増額し1億4,880万円にするものです。

内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入の主なものは、1款病院事業収益、1項、3目の1節その他の医業収益を53万4,000円増額するものであり、これは先ほどの国保会計でも説明いたしましたが、休日夜間診療に係る費用の一部について、国保会計を経由して国からの助成を受けることになったことによる組み替えであります。

2項、2目の1節他会計補助金は560万7,000円増額するものであり、これは今年度からの新たな繰出基準となりました基礎年金拠出金の増額分、派遣を受けている医師の報酬分等であります。

8ページに移りまして、支出の主なものは、1款病院事業費用、1項、1目、1節薬品費については、外来患者の増加に伴う医薬品等の購入増加により420万円の増額を行うものであります。

9ページ、10ページの資本的収入及び支出については、災害復旧事業の国庫補助金の額の確定によるものであります。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第30号、並びに議案第31号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第30号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益を2億3,325万8,000円減額し15億9,316万8,000円に、2項営業外収益を290万円増額し1億4,251万6,000円に、3項特別利益を1億9,964万7,000円増額し1億9,965万円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用を5,458万3,000円減額し16億4,836万7,000円に、2 項営業外費用を650万円増額し1 億4,320万2,000円に、4 項予備費を1,737万2,000円増額し1 億4,376万1,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1 款資本的収入、4 項工事負担金を570万6,000円減額し4,458万円に補正するものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費を2,176万円減額し1 億9,609万1,000円に補正するものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を17万1,000円減額し1 億5,210万円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益2 億2,864万7,000円減額は、水需要の減少による水道料金の減、また、震災に伴う過年度調整分を3 項特別利益、2 目過年度損益修正益に移しかえするものでございます。

3 目その他営業収益441万円減額は、水道加入者が当初見込みより少なかったための水道加入金の減でございます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金290万円増額は、額の確定によるものでございます。

3 項特別利益、2 目過年度損益修正益1 億9,964万7,000円増額は、1 項営業収益、1 目給水収益からの移しかえ分でございます。

ページを返していただきまして、支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費3,070万1,000円減額は、11 節燃料費で計画停電未実施による減、16 節委託料で耐震診断業務委託等の入札差金による減、17 節手数料で放射能検査費用の減、19 節修繕費で住吉1 号井戸ポンプ修繕の増、28 節受水費では、吉岡浄水場及び穴戸浄水場において自己取水量を増量させるため施設の整備改修を実施した結果、県水受水量を減量できたことによる減、35 節工事請負費で友部浄水場解体工事の入札差金による減が主なものでございます。

2 目配水及び給水費2,865万円減額は、11 節燃料費で計画停電未実施による減、16 節委託料、17 節手数料及び35 節工事請負費については、それぞれ入札差金による減が主なもので

ございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

7目資産減耗費600万円増額は、配水管布設替え及び量水器交換等に伴う固定資産除却費の増でございます。

2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税650万円増額は、震災時の前年度水道料金収入が本年度収入となり、消費税及び地方消費税の支払いが増となることによるものでございます。

4項、1目予備費1,737万2,000円増額は、収支のバランスを図るものでございます。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、4項工事負担金、1目補償工事負担金570万6,000円減額は、下水道、農集排及び区画整理事業の補償工事費の減によるものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費2,176万円減額は、配水管布設、石綿管布設替え及び下水道等の補償工事に係る工事並びに設計委託の入札差金、また事業費の確定による減が主なものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款工業用水道事業収益、2項営業外収益を23万円増額し30万円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1款工業用水道事業費用、1項営業費用を147万円減額し2,483万7,000円に、4項予備費を170万円増額し288万8,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

1款資本的支出、1項建設改良費を378万4,000円減額し2,429万9,000円に補正するものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款工業用水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金23万円増額は、利息の確定によるものでございます。

次に、支出でございます。

1 款工業用水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄配水費147万円減額は、浄配水施設の保守点検委託の入札差金及び電気使用料の減によるものでございます。

4 項、1 目予備費170万円増額は、収支のバランスを図るものでございます。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目浄配水施設建設費378万4,000円減額は、ろ材交換、次亜貯留槽更新工事の入札差金でございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号ないし議案第31号までの11件について、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

ただいま議題となっております議案第21号ないし議案第31号の11件については、一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号ないし議案第31号の11件について一括して採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算

議案第33号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 35 号 平成 24 年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 24 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 24 年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 24 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 24 年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 24 年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第 41 号 平成 24 年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第 42 号 平成 24 年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（柴沼 広君） 日程第28、議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算ないし議案第42号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算から議案第42号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成24年度の当初予算であります。

内容につきましては、各部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 議案第32号 平成24年度笠間市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

笠間市一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、平成24年度笠間市一般会計の歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ275億円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、継続費でございます。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条は、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用でございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表継続費でございます。9款の教育費、6項の保健体育費の笠間学校給食センター外構整備事業につきまして、総額を1億138万8,000円とし、平成24年度の年割額を8,618万円、平成25年度の年割額を1,520万8,000円とする継続費を設定するものでございます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債でございます。まちづくり振興基金造成事業債から12ページの下段になりますけれども、臨時財政対策債まで28件、合計で36億6,100万円を限度額としておるところでございます。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございますが、1款市税は、前年度に引き続き個人市民税の減収が見込まれるところでございますが、扶養控除の改正により個人市民税は前年度より増収となる見込みであるところでございますが、固定資産税につきましては評価替え、あるいは東日本大震災の影響等により減収となる見込みであり、市税全体では、前年度と比較しまして3,318万9,000円減の86億7,281万2,000円としております。

6款地方消費税交付金は、2,943万8,000円の伸びを見込み7億1,148万5,000円といたしております。

9款地方特例交付金は、子どものための手当における国の制度改正により、前年度と比べて1億円の減収を見込み3,000万円といたしております。

14款国庫支出金は、子どものための手当の制度改正による国庫負担金の減などによりまして、国庫支出金全体で2億6,814万7,000円減の36億9,292万円としてございます。

15款県支出金は、子どものための手当に対する県負担金や国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者自立支援給付費負担金など前年度より増となるものもございまして、合併特例交付金の交付終了や前年度児童館建設に充てた児童厚生施設等整備費補助金の関係により、県支出金全体で2,369万6,000円減の16億9,913万2,000円としております。

次の14ページとなりますけれども、18款繰入金は、財源調整のため財政調整基金から5億円を繰り入れることとし、また、新たに復興まちづくり基金からの繰入金2億2,800万円を計上したことにより、繰入金全体で2億8,789万3,000円増の9億1,994万6,000円としております。

21款市債では、新たに防災無線整備事業債9,720万円、市民体育館整備事業債9,180万円、また、公共下水道の災害復旧事業への財源となる一般会計出資債6,830万円などを新たに計上したため、市債全体で2億6,090万円増の36億6,100万円としております。

歳入の詳細につきましては、この予算書の16ページから42ページまでの説明欄をごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、24年度の新規事業、あるいは拡充をした事業などを中心に主なものをご説明させていただきます。

43ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、前年度より3,447万4,000円減になっておりますのは、4節共済費でございます議員分共済組合負担金が、23年6月の地方議会議員年金制度の廃止等に伴う経過措置により、前年度予算では1億195万2,000円を計上していましたが、24年度では6,635万6,000円の計上としたことが主な理由であります。

続いて、51ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費の15節工事請負費をごらんください。

非常用自家発電設備工事費3,000万円は、災害発生時に災害対策本部となる市役所本庁舎に、停電時の防災拠点、災害対策拠点の機能確保のため非常用発電装置を設置するものでございます。

また、その下の本庁舎空調設備工事費1億2,000万円は、老朽化している本庁舎の空調設備の更新を行うためのものでございます。

53ページをお開きください。

6目の企画費でございますが、13節の委託料では、空き家再生モデル事業として、現在空き家となっている里中邸を伊東豊雄氏監修のもと修繕し、増加する空き家の利活用モデルとなるよう展開していくものでございますが、施設管理委託料110万9,000円、設計業務委託料120万円、次の54ページとなりますけれども、15節工事請負費において施設整備工事費2,000万円などを計上しているものでございます。

続いて、62ページをお開きください。

中段の14目基金費は、25節積立金において、合併特例債を財源としてのまちづくり振興基金積立金5億7万7,000円を計上しております。

次に、74ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の28節繰出金の続きでございますけれども、このページの一番上段で、国民健康保険特別会計への繰出金として、24年度新たに国保税の負担軽減のための繰出金としまして8,000万円を計上するものでございます。

次に、83ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費の続きでございますけれども、13節委託料の4行目、児童クラブ運営業務委託料1億1,307万4,000円は、前年度に比べて2,431万5,000円の増となっておりますけれども、新たに佐白小学校、友部第二小学校、岩間第二小学校の児童クラブの管理運営について民間委託することによるものでございます。

また、その下の指定管理委託料3,093万4,000円は、この4月にオープンする笠間市児童館の指定管理料でございます。

87ページをお開きください。

4 目子ども手当費と5 目子どものための手当費は、国の制度改正をもとに予算計上したものでございます。4 目の20節扶助費の子ども手当2 億6,178万5,000円については、24年の2 月、3 月分、5 目の20節扶助費の子どもための手当11億267万5,000円については、4 月以降の分について計上しているものでございます。

89ページをお開きください。

4 項災害救助費、1 目災害救助費の19節負担金補助及び交付金にあります被災住宅復興支援利子補給補助金1,419万6,000円は、東日本大震災により被災した住宅復旧のため金融機関等からの借入れをした方々に対して利子補給を行うものでございます。

92ページでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費の13節委託料の続きでございますが、上から3 行目の各種検診委託料6,336万2,000円につきましては、特定の年齢に達した方に対して子宮頸がん、乳がん、大腸がん、胃がん、肺がん、結核それぞれの検診費用が無料となるがん検診の無料クーポン券発行により、がん検診の受診率向上と早期発見のための費用を計上しているところでございます。

次に、この節の最後の行でございます任意予防接種委託料4,448万7,000円は、前年度より計上しているヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンそれぞれの接種委託料でございます。

98ページをお開きください。

2 項清掃費、4 目エコフロンティアかさま対策費でございますが、13節委託料の設計業務委託料500万円、15節工事請負費の補修工事6,970万円につきましては、エコフロンティアかさまの地元対策費として地区内の市道の補修整備等を計上したものでございます。

103ページをお開きください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の続きでございますが、下から6 行目にあります担い手対策強化促進事業補助金1,278万円は、農業後継者が農業経営や技術を学ぶための経費の一部を補助する120万円と、国の補助事業を活用しながら新たな就農者を確保し就農環境の整備を支援する1,158万円を内容とするものでございます。

次の104ページをお開きください。

一番上段の行の栗改植促進事業補助金700万円につきましては、栗の老木等の抜根整地の費用に対して助成するものでございますが、前年度は既存の栗生産者に対して助成していたものを、今年度は栗畑以外の農地についても対象とし、助成を拡大するものでございます。

次に、4 目水田農業費でございますが、19節負担金補助及び交付金の水田農業奨励補助金3,900万円は、引き続き生産調整に取り組む営農集団等への補助金でございます。

また、新規需要米流通助成事業補助金450万円は、新規需要米等の流通経費に対する助成

でございます。

113ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金の続きでございますが、中ほどにございますが、んばろう笠間商品券発行補助金560万円は、商工会が行う商品券発行事業に対する補助金、その2行下の震災復興対策利子補給補助金1,000万円は、東日本大震災で被災した中小企業者に対し事業資金融資の金利負担軽減のための補助金、次の伝統工芸品復興支援補助金300万円は、笠間焼の被災した焼成窯の復旧に対して支援するものでございます。

その下の職に役立つ資格取得支援事業補助金80万円は、中小企業者、未就職者、非正規雇用者、新規学卒者などに対して職に関する資格取得としての助成を行うものでございます。

B級ご当地グルメサミットinかさま実行委員会補助金546万円は、前年度実施しました「B級ご当地グルメサミットinかさま」を実行委員会を立ち上げて実施するものでございます。

笠間焼陶芸家支援補助金690万円は、新たに笠間焼陶芸家の育成支援として、家賃補助や新たに雇用した場合の助成、また創業支援としての設備投資への助成を行うものでございます。

116ページをお開きください。

2項観光費、2目観光振興費の続きでございますが、15節工事請負費の佐白山周辺整備工事費1,330万円は、佐白山の「歌うたい石」周辺及び散策路の整備を行うものでございます。

下の117ページでございます。

3目観光施設費でございますが、15節工事請負費の施設整備工事費7,155万4,000円は、北山公園の新池及び散策路の整備費6,050万円と愛宕山スカイロッジ園路及び宿泊施設の整備480万円、愛宕山の観光施設の整備625万4,000円を計上しているものでございます。

121ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、13節委託料の続きでございますが、一番上の旭町地下排水調査業務委託料1,176万円は、旭町地内において旧日本軍が設置したと思われる地下排水路が、現在個人所有の土地に存在し、これらの問題解決に向けての調査費でございます。

125ページをお開きください。

4項都市計画費の1目都市計画総務費、13節委託料における都市計画基礎調査委託料920万円は、都市計画法に基づきおおむね5年ごとに行う調査費でございます。

その下の都市計画道路再検討調査業務委託料1,050万円は、本市における都市計画道路38路線のうち、21路線を対象に見直しを行う調査費でございます。

次の126ページでございます。上から3行目の市街地復興基本構想策定委託料1,000万円は、笠間稲荷門前通りの観光の拠点整備の基本構想の策定を行うものでございます。

下の127ページ、2目街路事業費の13節委託料の中の設計業務委託料1,000万円は、笠間稲荷門前通りの歴史、文化に配慮した歩行者優先の道路景観整備の調査設計費でございます。

3目公共下水道費、28節の繰出金10億1,805万4,000円は、東日本大震災の災害復旧等に対する繰り出しも含めた公共下水道事業への繰出金でございます。

129ページをお開きください。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用して都市再生整備を目的として実施するものでございますが、その15節工事請負費の排水整備工事費1億9,850万円は、平成21年8月の集中豪雨により特に被害の大きかった笠間地区行幸町地内や下市毛地内の浸水箇所の解消を目的とした排水整備工事1億8,250万円のほか、ギャラリーロードの歩道排水整備工事1,600万円を計上するものでございます。

次の130ページでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費の続きでございますが、15節の工事請負費1,150万円では、補修工事820万円及び施設解体撤去工事180万円として、被災した市営住宅、北の入住宅の建物解体と敷地内のり面整地の工事費等を計上しているところでございます。

136ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費の続きでございますが、18節備品購入費3,631万7,000円には、笠間署に配備する高規格救急車の購入費3,360万円などを計上しているところでございます。

下の137ページですが、4目災害対策費、13節委託料の防災無線統合整備業務委託料1億1,182万5,000円は、旧3市町ごとに運用している防災行政無線について、統合操作卓の導入によりまして、情報伝達体制の一局統制と各施設の双方向通信を可能とするための整備業務委託料でございます。

140ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費の2目事務局費の続きでございますが、13節委託料の電算業務委託料4,166万1,000円と18節備品購入費3,541万7,000円は、合併直後に整備導入しました教育情報ネットワークシステムの更新経費が主なものでございます。

143ページをお開きください。

2項小学校費の1目学校管理費の続きでございますが、13節委託料の最後の行にございます耐震診断調査委託料2,269万円は、佐城小の校舎と体育館、箱田小の校舎、岩間一小の体育館、岩間二小の体育館それぞれの耐震診断調査委託料でございます。

145ページをお開きください。

下段にあります3目学校建設費でございますが、13節委託料3,189万円のうち、監理業務

委託料1,182万円は、稲田小学校及び友部第二小学校校舎の耐震補強改修工事に係るもの、設計業務委託料2,007万円は、稲田小学校と穴戸小学校それぞれの体育館と岩間第三小学校の校舎、それぞれの耐震補強改修の実設計費でございます。

次のページの15節工事請負費 2億7,027万円は、稲田小学校及び友部第二小学校それぞれの耐震補強改修費でございます。

149ページでございます。

3項中学校費の3目学校建設費657万円は、笠間中学校の体育館の耐震補強改修の実設計費でございます。

156ページをお開きください。

5項社会教育費の2目公民館費の続きでございますけれども、15節の工事請負費 1億3,905万7,000円は、友部公民館の耐震補強工事費2,115万8,000円と大規模改修工事費8,519万7,000円、公民館施設整備工事費3,270万2,000円には老朽化している笠間公民館大ホールの舞台機構の改修費用2,109万6,000円が含まれているところでございます。

159ページをお開きください。

3目図書館費の続きでございますが、15節の工事請負費の施設整備工事費1,417万5,000円は、友部図書館の防水工事を実施するものでございます。

162ページをお開きください。

7目文化財保護費の続きでございますけれども、19節の負担金補助及び交付金821万1,000円には、東日本大震災で被災した国、県、市の指定文化財の災害復旧支援として770万8,000円を計上しております。

165ページでございます。

2目体育施設費であります。15節の工事請負費 2億5,583万円には、市民体育館の耐震補強工事費 1億1,159万8,000円と大規模改修工事費 1億4,013万3,000円等を計上しております。

168ページをお開きください。

一番上段でございますけれども、15節の工事請負費には笠間学校給食センター整備の24年度工事費として4億3,447万4,000円を、18節の備品購入費9,560万4,000円のうち笠間学校給食センターに係る部分としましては9,557万2,000円を計上しているところでございます。

下の169ページをごらんいただきたいと思います。

11款公債費、1項公債費の1目元金24億4,617万5,000円は、前年度より6,333万7,000円の増となっているところでございますが、このうち8,120万8,000円は、保証金免除の繰上償還分でございます。

12款諸支出金、1項公営企業費の1目病院事業支出金は、前年度と比べて2,654万9,000円増の1億5,995万5,000円を計上し、2目上水道事業支出金は、前年度に比べて3,126万

1,000円増の1億7,907万1,000円を計上しているところでございます。

以上で、平成24年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第33号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

185ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,600万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

3条では、歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

186ページをお開きください。

まず、歳入予算の主なものといたしましては、1款国民健康保険税23億6,968万5,000円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の一部税率改正後の現年課税分及び滞納繰越分を見込んでおります。

3款国庫支出金24億3,130万6,000円は、保険給付や高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します国庫負担であります。

4款療養給付費等交付金3億2,218万3,000円は、退職被保険者に対する療養給付費交付金であります。

5款前期高齢者交付金13億2,023万3,000円は、前期高齢者に対します交付金であります。

6款県支出金4億4,138万6,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します県負担金及び保険給付費に対する県補助金であります。

7款共同事業交付金9億7,087万9,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同事業に対します交付金であります。

9款繰入金6億5,612万1,000円は、一般会計より保険税一部改正の負担緩和分8,000万円を含み事務費を繰り入れるものであります。

続いて、歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

188ページをお開きください。

2款保険給付費55億8,482万1,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対します療養給付費及び高額療養諸費、移送費、出産育児諸費、葬祭費をそれぞれ計上しております。

3款後期高齢者支援金といたしまして、11億8,887万8,000円を計上しております。

5款介護納付金としまして5億6,964万8,000円、6款共同事業拠出金9億1,509万7,000円は高額医療共同事業費、保険財政共同安定化事業等へ拠出するものであります。

7款保健事業費8,836万9,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査、特定保健指導事業や健康づくりの推進事業などの費用を計上しております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

次に、議案第34号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

217ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,800万円と定めるものであります。

歳入歳出の主なものについては、218ページをお開きください。

歳入予算の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4億6,894万6,000円で、年金から天引きする特別徴収と納付書で納付する普通徴収及び滞納繰越分であります。

4款繰入金1億5,176万5,000円は、一般会計からの事業費繰入金と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金及び後期高齢者健康事業繰入金であります。

6款諸収入、4項雑入1,563万8,000円は、後期高齢者健康診査委託料及び後期高齢者人間ドック・脳ドック助成金として広域連合より繰り入れするものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

219ページになります。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金6億953万3,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料と後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金であります。

4款、1項保健事業費1,700万1,000円は、後期高齢者健康診査費と後期高齢者人間ドック・脳ドックの検診補助金であります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

なお、3時40分より再開いたします。

午後3時31分休憩

午後3時42分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） それでは、議案第35号 平成24年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

229ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,900万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

次に、230ページの歳入について主なものをご説明申し上げます。

1 款保険料 8 億 9,694 万 6,000 円については 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料、3 款国庫支出金 11 億 66 万 2,000 円は介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金であり、4 款支払基金交付金 13 億 7,131 万 2,000 円は 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分であります。

5 款県支出金 7 億 3,238 万 3,000 円は介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金であり、7 款繰入金 8 億 5,152 万 3,000 円につきましては給付費や人件費等に対する一般会計及び基金からの繰入金でございます。

次に、232 ページの歳出についてご説明を申し上げます。

1 款総務費 1 億 3,676 万円は、介護保険制度の運営に係る人件費や事務費でございます。

2 款保険給付費 46 億 8,292 万 4,000 円は介護サービス及び介護予防サービスなどの利用に対する給付費であり、4 款地域支援事業費 1 億 1,453 万 1,000 円は介護予防事業及び包括的支援事業、任意事業費でございます。

以上、議案第 35 号についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 36 号 平成 24 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

263 ページをお開き願います。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,300 万円と定めるものでございます。

第 2 条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

264 ページ、歳入について主なもののご説明を申し上げます。

1 款サービス収入 1,851 万円は介護予防支援サービスケアプランの作成に対するもので、2 款繰入金 447 万 9,000 円は人件費分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、265 ページ、歳出でございますけれども、1 款総務費 1,549 万 2,000 円は主に人件費であり、2 款サービス事業費 705 万 6,000 円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第 37 号並びに 38 号をご説明申し上げます。

初めに、議案第 37 号 平成 24 年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 279 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 24 億 2,200 万円とするものでございます。

第 2 条では地方債について、第 3 条では一時借入金の最高額は 8 億円と定めております。

第 4 条では、歳出予算の各項の経費の流用に関する規定でございます。

ページを返していただきまして、第 1 表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、1款分担金及び負担金、2項負担金5,746万6,000円は、受益者負担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料4億9,696万3,000円につきましては、下水道使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1億8,443万3,000円につきましては、管渠設計及び工事費等の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県補助金950万円は、工事費の県補助金等であります。

6款繰入金、1項一般会計繰入金10億1,805万4,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金5,000万円につきましては、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

次ページの9款市債6億470万円は、公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

282ページをお開き願います。

1款下水道費、1項下水道総務費4億1,623万9,000円は、業務関係及び下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上してございます。

2項下水道建設費4億9,719万5,000円の主なものは、管渠等を整備していくための設計委託及び工事請負費を計上しております。

2款災害復旧費、1項下水道復旧費8,540万7,000円は、災害復旧工事費でございます。

3款公債費、1項公債費14億1,815万9,000円につきましては、公共下水道事業債及び資本費平準化債の長期債元金及びその利子等でございます。

次ページ、第2表地方債でございますが、起債の目的は、公共下水道事業債限度額2億8,770万円、資本費平準化債限度額3億円、公共下水道事業債(災害)1,700万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

次に、議案第38号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

309ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,300万円とするものであります。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額は2億円と定めております。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、第1表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金1,534万1,000円は、友部北部地区の分担金でございます。

2 款使用料及び手数料5,898万9,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

3 款県支出金 1 億7,144万4,000円は、友部北部地区の県補助金等でございます。

5 款繰入金 2 億9,719万9,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

8 款市債 1 億5,000万円は、友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

312ページをごらんください。

歳出でございますが、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費7,227万円の主なものは、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料等でございます。

2 項農業集落排水施設建設費 3 億6,122万4,000円の主なものは、友部北部地区農業集落排水事業の設計業務委託料、工事請負費等でございます。

2 款公債費 2 億5,850万6,000円は、農業集落排水事業債の長期債元金及び利子でございます。

313ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 表の地方債でございますが、起債の目的は農業集落排水事業、限度額 1 億5,000万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第39号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

333ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億200万円と定めるものでございます。

第 2 条は地方債、第 3 条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

336ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 表地方債でございますが、起債の目的は岩間駅東土地区画整理事業債でございます。限度額は2,910万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

339ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国庫支出金、1 項国庫補助金3,751万円は、土地区画整理事業実施に伴う国庫補助金でございます。

2 款財産収入、1 項財産売払収入1,824万6,000円は、保留地処分金を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

340ページをごらんいただきたいと思います。

1 款土地区画整理事業費、1 項総務費1,550万円は、土地区画整理審議会委員及び土地区画整理評価員の報酬、人件費等でございます。

2 項事業費8,443万6,000円は、区画道路の整備や宅地造成のための工事請負費2,000万円、建物等の物件移転補償費5,500万円などを計上したものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第40号 平成24年度笠間市立病院事業会計予算について説明いたします。

351ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量ですが、年間入院患者数を延べ6,570人、外来患者数を2万6,950人と予定し、1日平均では入院が18人、外来が110人となります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額については、総額は5億8,300万円とし、収入の主なものは、本来の医業による収入が5億514万5,000円、一般会計からの補助金など医業以外での収益を7,785万2,000円と予定しております。支出では、医業費用として5億7,899万7,000円、企業債の償還利子などの医業外費用で249万9,000円を予定しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入は2,636万6,000円で、内訳は医療機器購入と改修工事に伴う企業債990万円、一般会計からの出資金が1,179万円、補助金は国保直診施設補助金で467万6,000円であり、支出では、建設改良費として医療機器購入費と改修工事費で2,466万8,000円、企業債の償還金269万1,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、ページを返していただきまして、352ページをごらんください。

第5条は、企業債の限度額として990万円と定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は経費の流用ができる場合、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条の他会計からの補助金は一般会計から受ける負担金、補助金を、第10条はたな卸資産購入限度額を1億5,014万円と、それぞれ定めるものであります。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第41号並びに42号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第41号 平成24年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

381ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、1款水道事業収益は17億9,000万円でございます。

1項営業収益16億2,080万5,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益1億6,919万2,000円は、他会計補助金が主なものでございます。

3項特別利益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の17億9,000万円でございます。

1項営業費用16億4,861万4,000円は、原水及び浄水費、配水及び給水費、並びに減価償却費等で主なものでございます。

2項営業外費用1億3,150万2,000円は、企業債借入利息の支払いが主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費988万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億3,964万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,033万円、過年度分損益勘定留保資金4億2,931万7,000円で補てんするものでございます。

ページを返していただきまして、収入でございますが、1款資本的収入は9,618万1,000円でございます。

1項企業債4,000万円は、石綿管更新事業に充てるための借り入れでございます。

2項他会計出資金2,003万5,000円は、広域化対策によります一般会計出資金でございます。

3項他会計負担金246万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。

4項工事負担金2,368万5,000円は、補償工事負担金でございます。

5項国庫補助金1,000万円は、緊急遮断弁設置事業の補助金でございます。

6項固定資産売却代金1,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は5億3,582万8,000円でございます。

1項建設改良費2億2,592万8,000円は、配水管布設、石綿管布設替え、下水道等の補償工事、浄水場及び増圧場の改修工事、また緊急遮断弁設置工事等が主なものでございます。

2項企業債償還金3億990万円は、企業債元金の償還金でございます。

第5条の債務負担行為でございますが、市全域の水道情報管理システムの構築を行うため設定するものでございます。また、期間、限度額については記載のとおりでございます。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は配水管整備事業、限度額、起債の方法、

利率、償還の方法については起債のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費1億5,100万9,000円、交際費6万円とするものでございます。

第10条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金でございます。内訳につきましては起債のとおりでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を900万円と定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

次に、議案第42号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

419ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおり予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、1款工業用水道事業収益は2,870万円でございます。

1項営業収益2,866万円は、給水収益によるものでございます。

2項営業外収益4万円は、受取利息でございます。

次に、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は収入と同額の2,870万円でございます。

1項営業費用2,579万4,000円は、原水及び浄配水費、減価償却費が主なものでございます。

2項営業外費用150万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費140万1,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

ページを返していただきまして、第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費753万円9,000円とするものでございます。

第6条は、たな卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月2日に開きますので、ご参集ください。
ご苦労さまでした。

午後4時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 萩原 瑞子

署名議員 中澤 猛